

議案第 3 4 号

第 5 次岩倉市総合計画「基本構想」及び「基本計画」について

第 5 次岩倉市総合計画「基本構想」及び「基本計画」を別紙のとおり定めたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 2 項及び岩倉市議会基本条例（平成 2 3 年岩倉市条例第 1 号）第 1 6 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

第5次岩倉市総合計画

基本構想

第1章 めざすべき市の姿

1 将来都市像

五条川の悠久の流れとともに、
先人たちが積み重ねてきた、有形・無形のまちの歴史や文化。
これらが、人と人とを結び、つながりを広げながら、
まちへの誇りや愛着が持て、
子どもも大人も、誰もが、健幸^{※1}に、
いつまでも住み続けたいと思えるまち、住んでみたくなるまちを
みんなで力を合わせながら共に育んでいくことを展望して、

健康で明るい緑の文化都市

を将来都市像とします。

これは、1975年（昭和50年）以来45年間、本市の普遍的なあるべき姿を表す都市像であり、新しい時代に対応して今後とも継承・発展させていくものです。

健康

市民一人ひとりが体も心も健やかな状態で幸せに暮らせるように、
市民の暮らしを取り巻く生活環境や自然環境が良好な状態であるように

・・・という想いが込められています

明るい

絆で結ばれた温もりのある明るい家庭、明るい地域社会にやさしく包まれて
市民一人ひとりが尊重され、まちの主役となって自分らしく明るく輝けるように

・・・という想いが込められています

緑

市民共有の財産である五条川と桜、そして周りの田畑。
身近な自然から地球を考え、多様な自然を守り育てることで、
いつまでも私たちの暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれるように

・・・という想いが込められています

文化

山車やお祭り等の地域固有の伝統文化、
市民の力で生まれ、日々の暮らしに根付いた音楽などの身近な生活文化、
多様な文化に親しみ、実践することで心豊かで創造的なまちであるように

・・・という想いが込められています

※1 「健幸」は、「健康で幸せ」な状態を表す造語です。健幸という言葉には、誰もがいつまでも体も心も健康でいきいきと幸せになれるまちをみんなで育んでいこうという想いが込められています。

2 基本理念

【長年にわたって積み重ねてきた市民・行政の協働のまちづくり】

昭和の時代から始まり、30年を超えて今なお綿々と続く五条川の水辺を守り育てていく活動、音楽を通して人の輪が広がった音楽のあるまちづくり活動、市民参加による多彩公園づくりなど“協働”という言葉が世の中にまだ広まっていなかった時代から岩倉市では市民・行政の協働によるまちづくりを進めてきました。

その後、2001年度（平成13年度）にスタートした第3次岩倉市総合計画では、“協働”を前面に押し出した「豊かな心と協働による成熟した市民社会をめざす」を基本理念として掲げ、市民と行政との協働によるまちづくりを展開しました。

そして「市民まちづくり会議」など多様な市民参加を通じて策定し、2011年度（平成23年度）にスタートした第4次岩倉市総合計画では、次の段階の協働のあり方を展望して、「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」をまちづくりの基本理念として掲げ、自治基本条例や市民参加条例の制定といった市民参加と協働の仕組みを作り、協働のまちづくりを深めてきました。

1993年度	・市民と市職員による研究・提言の取組「行政の文化化研究会」がスタート
1997年度	・「分権時代の自治—市民・行政“協働によるまちづくり”」をテーマに「行政の文化化土曜講座」を連続講座形式で実施
2001年度	・第3次岩倉市総合計画で市民自ら主体的に取り組む「市民地域づくりプラン」や市民と行政が協働で行うパートナーシップ型施策を位置づけ推進
2002年度	・ボランティア国際年を契機に、市民参加で「岩倉市市民活動支援計画」策定
	<市民活動発展期> 岩倉の水辺を守る会、岩倉ナチュラルリストクラブなど以前から活動する団体に加え、いわくら塾、いわくら・ユニバーサルデザイン研究会、NPO 法人イキイキライフの会、岩倉五条川桜並木保存会など新たな団体も増え活動の幅を広げた時期
2010年度	・旧公民館を改修した市民プラザ内に「市民活動支援センター」を設置
2011年度	・市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政の責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進するため、「岩倉市市民協働ルールブック」を作成
2012年度	・本市の最高規範であり自治のルールとなる「岩倉市自治基本条例」の制定
2015年度	・市民参加と協働のまちづくりのルールとなる「岩倉市市民参加条例」の制定

【市民参加・協働の進化 — マルチパートナーシップへ】

情報化の進展やこれまでにない様々なサービス提供が受けられるなど、暮らしの利便性が着実に高まる一方で、「無縁社会」「孤立社会」という言葉に象徴されるような人のつながり・絆の希薄化が進んでいるといわれてきました。

さらに、近年では、支援・介護の必要性が高まる75歳以上の高齢者が急増する形で高齢化が進行する中、晩婚化や出産年齢の高齢化、核家族化といった複数の事象を背景に生じている子育てと介護を同時に背負わなくてはならない「ダブルケア問題」、若者の引きこもりの長期化によって同居する親が高齢者になり、収入面や介護面などの問題が発生する「8050問題」といった、複合化・複雑化した社会問題も顕在化しつつあります。

こうした状況を踏まえると、第4次岩倉市総合計画の基本理念であった「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会」は、これからのまちのあり方を展望していく上で、今後も継承・発展していくべき理念であると考えられます。

新型コロナウイルス感染症や各地で大きな被害をもたらしている豪雨災害などに対応する危機管理の必要性や、先進諸国も経験したことのない人口減少・超高齢社会に対応しながら、持続的な発展をめざしていくためには、行政だけで満たすことのできない民間のノウハウや経済力をこれからのまちづくりに取り入れていくことが求められます。

このため、これまでの市民と行政との協働はもとより、市民同士の協働や地縁的な組織とNPO等の志縁的な組織との協働に加えて、民間事業者と行政との協働、民間事業者と市民の協働といった、これまで以上に多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく“マルチパートナーシップ”を“多様な縁”の進化系の協働概念と捉え、その実現をめざしていくものとします。

また、自分を大切に思う自尊心・自己肯定感の育みにもつながる“役立ち感”の進化系の概念として、「役立っていると感じられる場所」「ありのままにいられる場所」という意味を含めた“居場所”を新たに掲げていくものとします。

そして、性別や年齢、国籍、文化・習慣など様々な違いを乗り越えて、誰もが尊厳ある個人として尊重され、共に支え合いながら活躍できる社会、自然と調和した環境にやさしい暮らしなど、多様性が尊重され包摂される“共生社会”をめざしていくものとします。

以上のとおり、第4次総合計画の基本理念である

「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」を継承しつつ、その発展形の協働のあり方を展望して

基本理念

マルチパートナーシップによる 誰もが居場所のある共生社会をめざす

をこれからのまちづくりの基本理念とし、
普遍的な将来像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざします。

第2章 まちづくりの基本目標と施策

基本理念を具現化し、本市の普遍的な将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を実現するため、次のように、5つの基本目標を設定し、これらの基本目標を柱として基本施策を位置づけます。

基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）

生き生きと健やかに暮らすためには、心身ともに健康であることが必要です。高齢者や障がいのある人をはじめ市民の誰もが健康で、住み慣れた地域で互いに思いやり・支え合い・助け合いながら、市民一人ひとりがいつまでも元気で充実した生活を送ることができる社会環境をつくりまします。

また、各種社会保障制度の適正運用や普及啓発を図るなど、生活に困り事が生じたとしても安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

- 施策1 母子の健康づくり
- 施策2 成人の健康づくり
- 施策3 医療・感染症予防
- 施策4 地域福祉
- 施策5 高齢者福祉・介護保険
- 施策6 障がい者（児）福祉
- 施策7 生活困窮者支援

基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）

子どもは次代を担うまちの宝であり、一人ひとりの子どもたちが安心感に包まれながら成長できる家庭環境と地域社会をつくるのが大切です。また、学ぶことにより、生きがいやたくましく生きる力が生まれ、市民一人ひとりが夢と希望を持って自分らしく充実した人生を送ることができます。学校教育や子育て支援を通じて、共に学び合い、考える力・生きる力と豊かな心を育み、子どもたちの確かな学びと健やかな育ちを促しています。

また、子どもに限らず様々な世代の人たちが生涯を通じて楽しみながら学び、気軽に文化・芸術活動やスポーツに親しみながら自己実現を図り、社会貢献につなげることができるような環境づくりを進めます。

- 施策8 子育て・子育て支援
- 施策9 学校教育
- 施策10 生涯学習
- 施策11 市民文化活動
- 施策12 文化財の保護・継承
- 施策13 スポーツ

基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）

日々の暮らしを便利で快適に過ごせるようにするため、利便性が高く安全・快適な交通環境、良好な都市基盤や質の高い住環境を整備するなど、市民の誰もが便利で快適、安全な生活を享受しながら暮らせるまちづくりを進めます。

また、まちの成長力の源となる地域産業の活性化を図るために、農業や商工業といった地域産業の活性化とそれによる雇用の促進、さらに交通利便性や特色ある地域資源を生かした観光や交流の推進により、活力とにぎわいあふれるまちづくりを進めます。

- 施策 14 移動環境
- 施策 15 市街地
- 施策 16 住環境形成
- 施策 17 上下水道
- 施策 18 農業
- 施策 19 商工業
- 施策 20 観光・交流

基本目標4 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）

本市のシンボルである五条川の美しい流れや桜並木、社寺林、田園風景など、本市の身近な自然の恩恵を享受し、うるおいのある生活を送ることができるように、身近な自然環境の保全を図るとともに、地球環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境をつくります。

また、防災対策や消防・救急体制を充実するとともに、市民をはじめとした関係機関との協働により犯罪や交通事故などを発生させない取組を推進し、安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成します。

- 施策 21 水辺環境の整備・活用
- 施策 22 緑と公園
- 施策 23 総合的な環境政策の推進
- 施策 24 廃棄物・リサイクル
- 施策 25 防災・浸水対策
- 施策 26 消防・救急
- 施策 27 防犯・交通安全

基本目標5 協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）

超高齢社会に耐えられる、人と人のつながりがあり、あたたかで愛着のある持続可能な地域社会を形成するため、行政区や町内会といった地域自治組織の活性化と活動の充実を図ります。

また、まちづくり団体やNPO等の活動支援・民間事業者との連携などにより、市民協働がより一層進んだ協働と自治のまちづくり、多様な人々が共に支え合って平和に暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、限られた財源の中にあっても、市民と行政との協働を越えたマルチパートナーシップにより、公共施設の長寿命化・再配置計画の実行などの地域課題に的確に対応しつつ、市民の満足度が高い計画的で効果的・効率的で開かれた行財政運営、将来の世代に負担を課すことのない持続可能な都市経営に努めます。

- 施策 28 市民協働・地域コミュニティ
- 施策 29 平和・共生
- 施策 30 情報発信・情報共有
- 施策 31 行政経営・財政運営
- 施策 32 組織・人事マネジメント

**第5次岩倉市総合計画
基本計画（総論・各論）**

**第5次岩倉市総合計画
基本計画総論**

第1章 将来人口

1 人口の動向

本市の人口は、1960年（昭和35年）には14,431人でしたが、高度経済成長を背景とした都市圏への人口集中、岩倉団地の建設等により人口は急激に増加し、1975年（昭和50年）には41,935人となりました。

その後、1993年（平成5年）に地下鉄鶴舞線と名鉄犬山線の相互乗り入れが開始され交通利便性が一層向上したことなどに伴い、1990年代前半には一時、転入が転出を上回る社会増に転じたものの、社会減の傾向が続いています。その一方で、これを上回る形で自然増が続いてきた結果、1985年（昭和60年）以降は一貫して人口が増加傾向にあり、2005年（平成17年）には47,926人となりましたが、リーマンショックを期に一旦は人口減少に転じ、2010年（平成22年）には47,340人まで落ち込みました。ところが、その後の経済環境の回復を受けて再び人口は微増傾向に転じ、2020年（令和2年）には47,934人（※推計値）となっています。

今後の経済動向や土地政策等人口に影響を与える社会経済的要因については不透明な部分もありますが、既に後期高齢者数が前期高齢者数を上回るような状況もみられる中で、仮に政策的な対応がないままに推移した場合、本市の人口は、2020年（令和2年）をピークに減少に向かい続けていくことが予測されます。

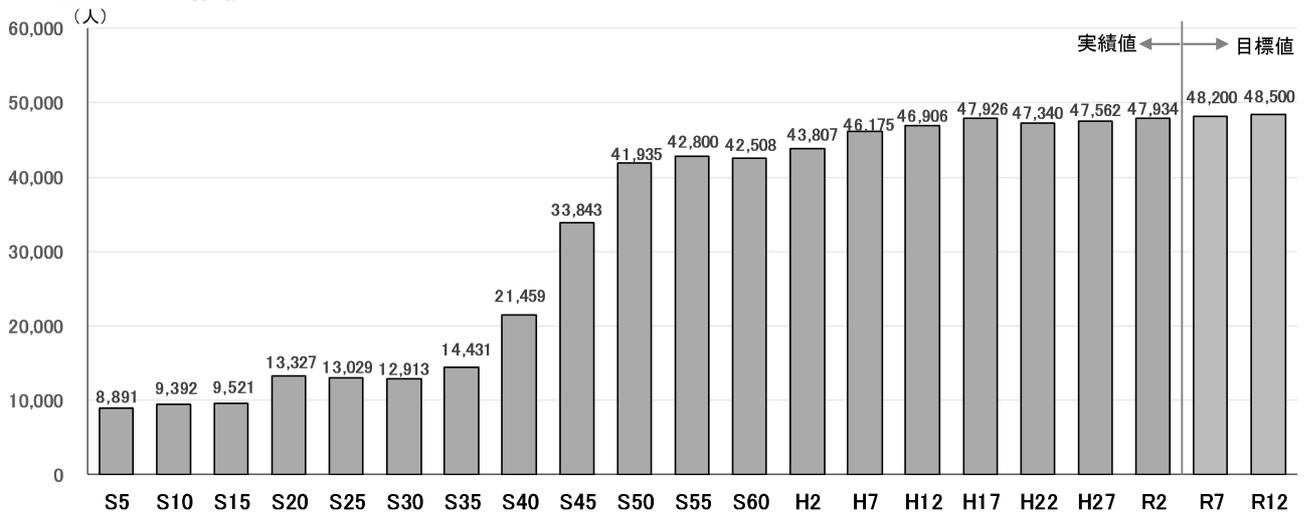
こうした厳しい状況が予想されますが、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざして、本市が有する地理的・交通条件の優位性を最大限に生かし、魅力と活力のある質の高い生活都市づくり、子育て世代に選ばれ、住み続けたいくなるまちづくりに向けた各種施策・事業を政策的に推進することによって、2030年度（令和12年度）の人口は、現状維持ないしは微増傾向で推移するものと予想されます。

2 将来人口・世帯数

今後の各種施策・事業の推進による政策的な人口増加要因を加味し、本計画の目標年度である2030年度（令和12年度）の人口を48,500人、世帯数を23,400世帯に設定します。

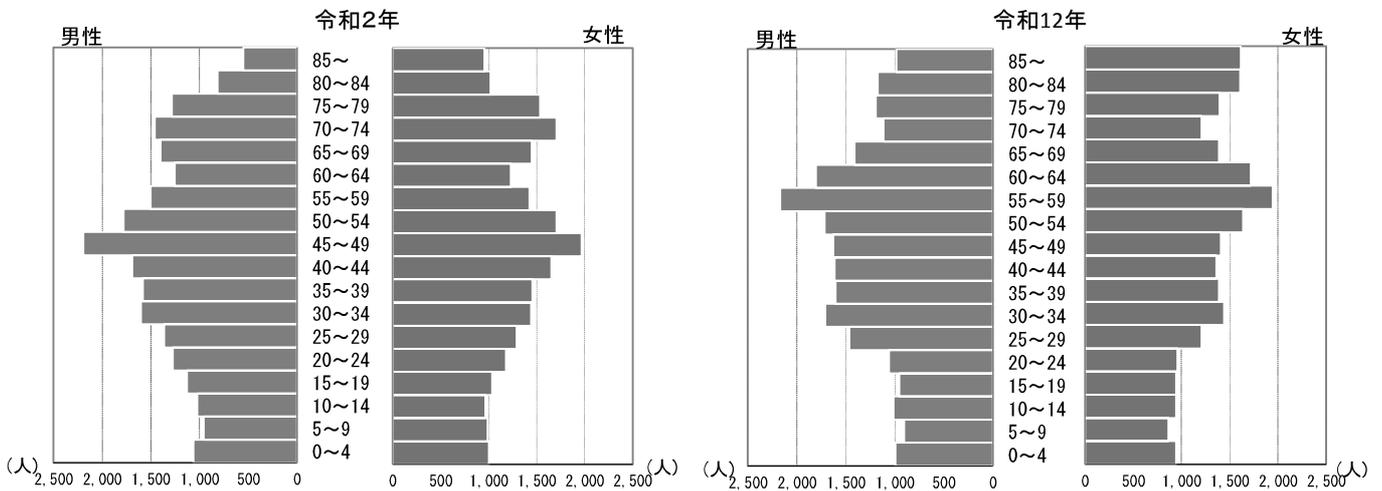
そして、市制を施行して半世紀を迎える成熟都市としてふさわしい将来人口50,000人をめざして、本市が将来にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎（土台）を築いていくものとします。

■ 人口の推移

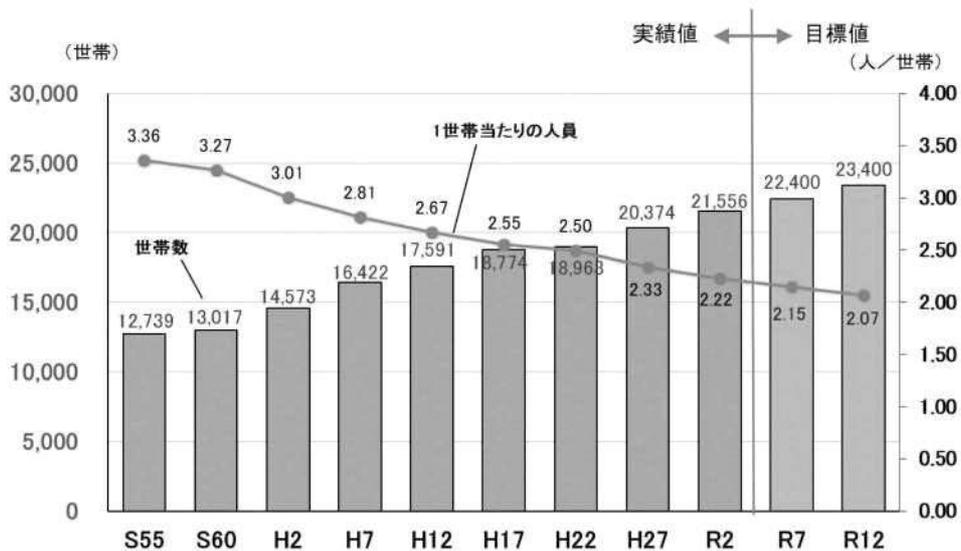


※令和2年の人口は、あいちの人口令和2年4月1日現在

■ 人口ピラミッド



■ 世帯数の推移



※令和2年の世帯数は、あいちの人口令和2年4月1日現在

第2章 土地利用方針

安全で快適な市民生活と活力があり、持続的な社会経済活動を将来にわたって営むためには、限られた市域をいかに保全しながら開発・整備していくのか、広域的な視点や社会経済状況の潮流をとらえながらその方針を定め、効率的で秩序ある土地利用を計画的に実現していかなくてはなりません。

本市の成り立ちや自然条件、地理的条件、今後の土地利用の動向などを踏まえ、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざし、以下に示す7つのゾーン区分とにぎわい拠点、うるおい健康軸を設定し、それぞれの区分ごとに土地利用の誘導・整備・保全などの方針を定めます。

① 住宅ゾーン

市街化区域内の住居系の用途地域が既に指定されている区域を、居住空間の向上と歩いて生活できるまちづくりを推進する住宅ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、既に多くの住宅によって占められていますが、中には小規模な開発によって住宅地整備が行われた地区も散見されることから、こうした住宅地では、居住環境と防災機能の向上を図るため、計画的な道路整備や未利用地の活用を進めます。また、ゾーン内に残されている社寺林、史跡等については、貴重な地域資源として保全と有効活用に努めます。さらに、幹線道路沿道等商業施設が立地している所については、駐車場の確保など居住環境や円滑な交通に影響がない形での適正な商業・サービス施設の誘導に努めます。

一方、岩倉駅の徒歩圏を中心に今後も中高層マンションの建設が進むことが予想されますが、世代バランスのとれた人口構成に寄与する良好な住宅ストックの形成の観点から適正な開発・建設の誘導に努めます。また、既に建設された中高層マンションについては、将来にわたっても良質な住宅ストックとしていくため、維持・管理・更新投資が適正に行われるよう支援に努めます。

大山寺駅と石仏駅周辺については、南北それぞれの地域の玄関口としてふさわしい秩序ある市街地の形成と交通結節機能の充実に努めます。

② 商業ゾーン

本市の玄関口ともいえる岩倉駅を中心とする区域と既存の商業施設が立地している地区を商業ゾーンとして位置づけます。

岩倉駅を中心とする区域のうち、岩倉駅東地区については、2009年（平成21年）の北街区市街地再開発事業の完了により駅直近の木造密集住宅地の解消と駅前広場の整備は進みましたが、駅前広場から岩倉街道を経て五条川に至るエリアについては、狭あいな道路と都市計画道路桜通線整備等のための用地買収が進んだことによる未整備の土地が広がっている状況です。

そこで、名古屋駅から最短11分でアクセスできるという好立地条件を最大限に生かし、面整備や街路整備も視野に入れながらマンション等の開発・整備を誘導し街なか居住を推進することによって、転入人口の喚起と買物需要を誘発させ、それに伴って必要となる商業機能をはじめとした多様な都市機能の整備・誘導を図っていくものとします。また、都市計画道路の整備による交通の円滑化を図りつつ、観光交流を推進することで中心市街地の再生とにぎわいの創出を図ります。

一方、岩倉駅西地区については、かねてより駅前広場や駅前街路が整然と整備されており、平成の時代に入ってからではマンション建設が進んだことにより都市らしい景観になっているものの、近年は、商業・業務施設の衰退が進んでいることから、今後は、岩倉駅東地区における開発・整備と連携させながら、うるおいのある都市空間の形成とにぎわいの創出に努めます。

③ 工業ゾーン

既に工業地域の用途指定が行われており、ある程度まとまった形での工業集積がみられる区域に加えて、産業振興と計画的な工業立地を図るために新たに整備している川井野寄工業団地の開発区域を工業ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、地域経済をけん引する役割を有しており、今後とも引き続き公害防止や緑化推進等の周辺環境対策に対する指導に努めるなど、居住環境や自然環境と調和した工業的な土地利用を維持します。また、本市の産業振興や雇用力の増大に寄与する優良な企業の誘致を進めます。

④ 住宅農地共存ゾーン

市街化調整区域内の農村的集落の様相が残されている区域を住宅農地共存ゾーンとして位置づけ、無秩序な宅地化の拡大を抑制し、周辺に広がる農地との調和・共存に努めます。また、伝統的・歴史的な環境要素や農的な自然空間特有の多様な生物の生息環境の保全に配慮しながら、安全で快適な生活基盤を整えるなど、良好な居住環境の形成に努めます。

⑤ 農地保全ゾーン

農用地区域に指定されているなど農業振興を図るための優良な農用地によって大半が占められている区域を農地保全ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンでは、新鮮な食料の生産・供給機能をはじめ、環境保全機能やレクリエーション機能、教育・文化機能など農業・農地の有する多面的な公益機能を活用した質の高い都市環境の形成を実現するため、都市的な土地利用との調整を図りつつ、農地の保全及び遊休農地の解消を図ります。そのため、営農環境の維持・向上や農地の利用集積による農業の効率化に努めるとともに、市民農園など市民の憩いや生きがいの空間としての有効活用を進め、農家でない市民も参加する形での農地保全と地産地消による地域農業の振興を図ります。

⑥ 住居系拡大検討ゾーン

住居系の市街化区域の拡大を検討する区域を住居系拡大検討ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、土地所有者の合意形成など諸条件が整った所から土地区画整理事業や地区計画による都市基盤整備を進め、順次市街化区域に編入していくことを検討し、良好な住宅市街地形成を図ります。

⑦ 産業系拡大検討ゾーン

市街化調整区域であるものの川井野寄工業団地に続き本市の産業振興や雇用力の増大に寄与する工業系などの優良な企業の誘致を図るべく用地開発を検討する区域を産業系拡大検討ゾーンとして位置づけます。

具体的には、一宮インターチェンジから近距離にある川井町・野寄町検討区域と小牧インターチェンジから近距離にある八劔町検討区域を当該ゾーンに位置づけ、農業的土地利用や生物多様性との調和・共存を図りつつ、環境にやさしく本市の産業活性化及び雇用力の向上につながる優良な企業の誘致に努めます。

⑧ にぎわい拠点

商業ゾーンのうち、本市の玄関口ともいえる岩倉駅を中心とする区域とほぼ同じエリアをにぎわい拠点として位置づけ、マンション等の開発・整備を誘導することによる転入促進とそれに伴う買物需要の誘発を通じて商業機能をはじめとした多様な都市機能の整備・誘導を図っていくものとします。また、岩倉駅から五条川を結ぶ都市計画道路桜通線の沿線付近に、様々なイベントが開催できる広場の整備を進め、年間を通じて常に人が集い、交流することのできるにぎわいづくりを進めます。

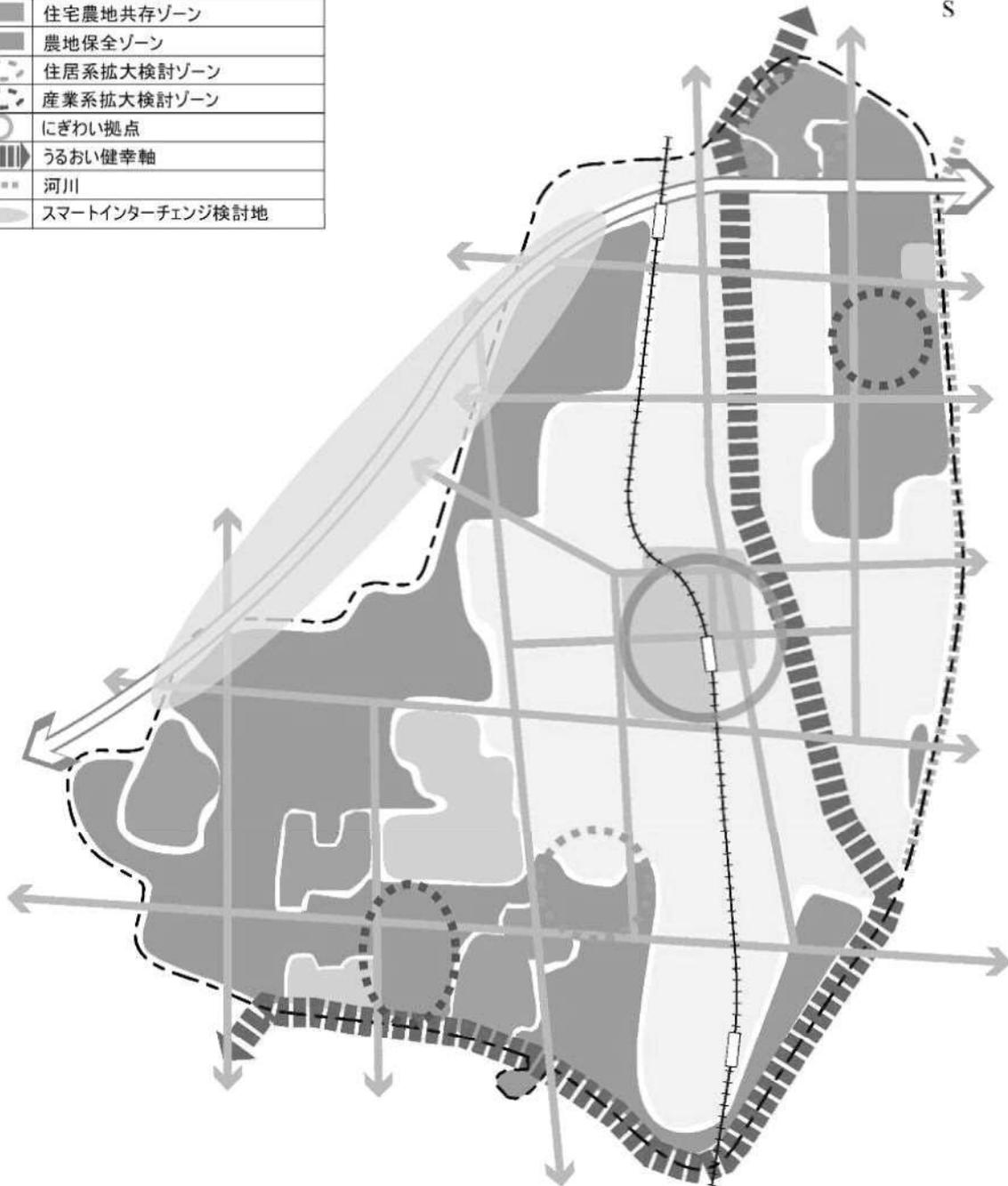
⑨ うるおい健幸軸

本市の貴重な自然資源である五条川を「うるおい健幸軸」として位置づけます。

五条川ではこれまで、桜並木の保全・再生、橋の修景整備や親水性の高い広場や休憩所の整備、親水護岸の整備といった多自然川づくりのほか、近年では、健やかで楽しく続けられる運動習慣づくりのために「五条川健幸ロード」を整備してきました。こうした五条川の親水空間を活用し、市街地における緑豊かな環境を創出するとともに、市民の交流と健康増進を図るための環境整備と利用促進に努めます。

【土地利用方針図】

凡 例	
	住宅ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン
	住宅農地共存ゾーン
	農地保全ゾーン
	住居系拡大検討ゾーン
	産業系拡大検討ゾーン
	にぎわい拠点
	うるおい健康軸
	河川
	スマートインターチェンジ検討地



第3章 まちづくり戦略

今後加速度的に進むことが予想される人口減少と少子高齢化への対応が、我が国が直面する最も重要な課題になっています。

本市においても、人口減少と少子高齢化への対応は避けて通ることのできない課題であり、そのような状況の中、健康で幸せな市民の暮らしを確保し、将来にわたって持続可能なまち、活力のある地域社会としていくためには、基本計画【分野別計画】で示している施策・事業を個々に進めるだけでなく、将来に向けた共通テーマにより、分野を超えた複数の施策・事業を横断的に結びつけて相互連携させることで、波及性と運動性をもって相乗効果を発揮させていく総合的かつ戦略的な視点が大切です。

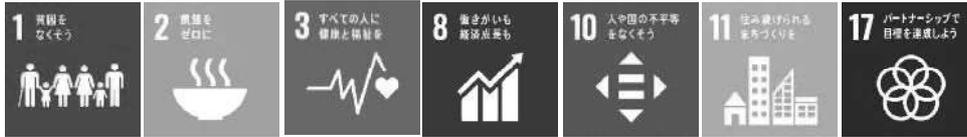
そこで、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現に向け、今後10年間に総合的かつ戦略的な観点から各種施策・事業を推進していく際、あるいは、新たな事業を立案し、それらを実施していく際の基本的な考え方や指針として、4つの「まちづくり戦略」を設定します。また、国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）を常に念頭に置きながら、施策・事業展開をしていくために、まちづくり戦略とSDGsの17の目標との関連を整理します。

■まちづくり戦略と基本計画（5つの基本目標・32の基本施策）との関係

	基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち	基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	基本目標4 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	基本目標5 協働と自治による持続可能なまち
戦略1 健幸のまち・地域共生社会を形成する	2 成人の健康づくり 4 地域福祉 5 高齢者福祉 ・介護保険 6 障がい者(児)福祉 7 生活困窮者支援	8 子育て ・子育て支援 10 生涯学習 13 スポーツ	18 農業	21 水辺環境の整備・活用 22 緑と公園	
戦略2 子育て世代の移住・定住を促す	1 母子の健康づくり	8 子育て ・子育て支援 9 学校教育 11 市民文化活動	15 市街地 16 住環境形成	21 水辺環境の整備・活用 22 緑と公園	30 情報発信 ・情報共有
戦略3 都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する		8 子育て ・子育て支援 9 学校教育	14 移動環境 15 市街地 19 商工業	21 水辺環境の整備・活用	31 行政経営 ・財政運営
戦略4 安全な暮らしと強くなやかで持続可能な社会を実現する	4 地域福祉		17 上下水道	22 緑と公園 23 総合的な環境政策の推進 24 廃棄物・リサイクル 25 防災・浸水対策 27 防犯・交通安全	28 市民協働・地域コミュニティ 31 行政経営 ・財政運営

まちづくり戦略 1 健康のまち・地域共生社会を形成する

【関連する
SDGsの
ゴール
17の目標】



展開方針 1-1	健康づくり推進による健康寿命の延伸
展開方針 1-2	居場所づくりと地域福祉活動による地域共生社会の形成

まちづくり戦略 2 子育て世代の移住・定住を促す

【関連する
SDGsの
ゴール
17の目標】



展開方針 2-1	転出防止等の受け皿としての住宅市街地の整備と街なか居住の推進
展開方針 2-2	若い世代が「住んでみたい、住み続けたい」と思える総合政策の推進

まちづくり戦略 3 都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する

【関連する
SDGsの
ゴール
17の目標】



展開方針 3-1	中小企業・小規模企業の振興と創業・事業承継支援等の推進
展開方針 3-2	新たな企業の誘致と交流・関係人口創出のためのインフラの整備

まちづくり戦略 4 安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現する

【関連する
SDGsの
ゴール
17の目標】



展開方針 4-1	地域コミュニティと協働による防災・防犯の強化
展開方針 4-2	次世代に負荷をかけない公共資産マネジメントと環境政策の推進

1 背景・ねらい

- 我が国の平均寿命は戦後の食生活の改善や医療の発展などによって飛躍的に延び、「超長寿社会」、「人生100年時代」を迎えているといわれています。
- 近年、超高齢化の進行や疾病構造の変化など、社会環境が大きく変わり、生活習慣病の発症や介護を必要とする人が増加しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化により健康に対する意識も変化している中、健康寿命を延ばし生活の質を高めることが求められています。
- 本市では、満開の笑顔のもと、いつまでも健やかに自分らしく暮らし続けられる幸せなまちをめざし、「健幸都市宣言」を、また、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健幸づくりを行うことに加え、個人の健幸づくりを支える環境の整備に社会全体で取り組み、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者がマルチパートナーシップにより、「健幸都市いわくら」を実現するため、「健幸づくり条例」を制定しました。
- このような状況の中、誰もがいつまでも住み慣れた地域社会で、必要な医療や介護サービス等を利用しつつ、家族や地域の人々との絆のもとお互いに支え、助け合いながら、安心して暮らし続けられる「地域共生社会」を実現していく必要があります。

2 施策の展開方針

■展開方針1-1：健康づくり推進による健康寿命の延伸

- 健康寿命の延伸をめざして、「健康インフラづくり」と「健康づくりサポート」といったハード・ソフトの両面から市民一人ひとりの身体と心の健康の維持・増進を支援します。
- 「健康インフラづくり」では、五条川健幸ロードの充実、公園整備に加え、民間のスポーツ施設等との連携も含めてスポーツ施設の充実を図ります。
- 「健康づくりサポート」では、「からだ」、「歯と口腔」、「食」、「運動」、「こころ」、「つながり・きずな・居場所」に関連する保健・福祉、スポーツ、生涯学習といった多分野にわたる多角的なアプローチにより取組を推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
成人の健康づくり	健康づくりの推進	健康的な食生活習慣の推進	0211
		運動の習慣化の推進	0212
		こころの健康づくりの推進	0213
		健康づくりを支援する環境づくり	0214

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
	生活習慣病予防と重症化予防の推進	がん検診・保健指導の充実	0221
		歯科健康診査・歯科保健指導の充実	0222
		特定健康診査・特定保健指導の充実	0223
高齢者福祉・介護保険	健康・生きがいのづくりの推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
生涯学習	生涯学習の充実	自主的な生涯学習のサポート体制の充実	1014
スポーツ	スポーツ環境の整備	スポーツ施設の整備	1321
		学校体育施設等の有効活用	1322
農業	地産地消型農業の推進	多様な主体による食育の推進	1833
水辺環境の整備・活用	五条川河畔の環境整備	五条川沿いの散策環境の充実	2122
緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212

■展開方針 1-2：居場所づくりと地域福祉活動による地域共生社会の形成

<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会の形成をめざして、ふれあい・いきいきサロンやシルバーリハビリ体操の推進など、高齢者をはじめとした多様な世代の市民が人との絆を感じる居場所づくりを進めます。 ●また、生活上の困りごとを抱えている様々な市民に対する、見守り活動や安否確認活動、日常生活の援助活動など、小地域における福祉活動の活性化を図ります。 ●子育てと介護のダブルケア問題や高齢者とひきこもりの8050問題、さらには子どもの貧困問題といった、子どもや高齢者、障がい者などの制度・分野の区分には納まらないような複雑かつ複合的な生活課題を抱えている世帯や、軽度の認知症など公的支援制度の受給要件を満たさない市民などに対して、専門職等が分野横断的な課題も含めて包括的に受け止める相談支援体制づくりを進めます。
--

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
地域福祉	計画的な地域福祉の充実・支援	地域福祉推進体制の強化	0411
		地域福祉意識の醸成	0412
		福祉教育の充実	0413
		地域福祉の担い手の育成	0414
		地域コミュニティ活動の支援	0415
	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
		生きることへの支援	0424

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
高齢者福祉・介護保険	健康・生きがいつくりの推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
	地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターを核とした地域づくり	0521
		高齢者への支援	0522
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり	0523
障がい者（児）福祉	障がい者への地域生活支援と社会参加促進	相談支援体制の充実	0611
	障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実	地域での障がい者に対する理解促進	0622
	障がい児支援の充実	子どもの障がいの早期発見と早期支援	0631
		継続した相談支援体制の確立	0632
生活困窮者支援	自立支援の充実	相談体制の充実	0711
子育て・子育て支援	地域の子育て支援体制づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■高齢男性も引っ張り出せ！ 健幸居場所づくり —お寺 de サロン

◇各地区で月1回程度、身近な地域の徒歩圏内の会場（寺社仏閣の庫裏（くり）や社務所など）で、行政サービスの提供と地域の高齢者の仲間づくり・健康や生きがいつくり・元気づくりを応援する取組を実施。

◇例えば、「出前市役所（行政相談・手続き代行等）」や「健康食講座と試食」、「音楽等市民団体の発表」、「囲碁、将棋、カラオケ」など、男性高齢者でも参加しやすいメニューでサロンを開催。

◇この取組を「寺社仏閣×老人クラブ・婦人会×生協や市など」のマルチパートナーシップにより実現。

■生涯現役の元気シニアによる「一年を通じた子どものためのイベント」

—世代間交流型の居場所づくり

◇高齢者（シニア世代）がいつまでも元気で生きがいと役立ち感を持って高齢期を過ごせるようにするため、シニア世代の方々それぞれがこれまで培ってきた趣味や特技を生かして、子どもたちの遊びを通じた学びのプログラムを企画・実施。

◇また、シニア世代と子どもの世代間交流も目的の一つとした取組。

◇具体的には、おもちゃ病院の開設、竹とんぼ・凧づくり、メンコやこま回しといった昔遊び、五平餅づくり、ダンスなどの子ども向けのイベントプログラムを市内各所で年間を通じて、企業の協力を得ながら実施。

まちづくり戦略 2

子育て世代の移住・定住を促す

－人口減少を予防し、バランスのとれた人口構成を維持させていくための戦略－

1 背景・ねらい

- 高齢化率が愛知県の平均を上回り、また、75歳以上の高齢者数が65歳以上75歳未満の高齢者数を上回る本市を、持続可能なまちにしていくためには、常に新婚世帯や子育て世帯など若い世代が多く暮らしている活気のあるまち、将来にわたって人口構成のバランスの良いまちにしていくことが重要です。
- そのためには、若い世代が移住・定住するための受け皿としての住宅地や住宅を確保していくこと、特に、子どもが学齢期を迎えるライフステージにあたる子育て世代が市外へ転出してしまう傾向がある本市の課題を解決していくことが必要不可欠です。
- 名古屋駅まで最短で11分という優位性を生かしつつ、新たな住宅市街地の拡大整備や駅前市街地におけるマンション等の建設促進などを進めていく必要があります。
- 同時に、交通利便性が高いことにより通勤・通学に便利であること、母子保健サービスや保育サービスなどの子育て支援サービスが充実していることなど、本市の優位性を最大限に生かし、若い世代、子育て世代にとって魅力的で暮らしやすいまちとしてさらに磨き上げ、本市に暮らすメリットをわかりやすく整理し、市内外に引き続き情報発信する必要があります。
- こうした状況の中、子育て世代の移住・定住を促し、バランスのよい人口構成が持続するまちを実現していく必要があります。

2 施策の展開方針

■展開方針2-1：転出防止等の受け皿としての住宅市街地の整備と街なか居住の推進

- 優良な企業の誘致を図るための産業系市街地の整備や交通利便性が高いことからくる宅地需要の受け皿として、また、子育て世代の市外への転出抑制のための受け皿として、市街化区域への編入を視野に入れた住宅市街地の整備を検討します。
- 名古屋駅や名古屋都心への交通アクセスに優れているという本市の立地特性を生かし、リニア中央新幹線開業のインパクトも視野に入れながら、岩倉駅前市街地における民間マンション等の開発・整備の促進、空き家の活用などにより、子育て世代をメインターゲットとした街なか居住、移住・定住を推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
市街地	中心市街地の整備	岩倉駅東地区市街地整備の推進	1512
		計画的な市街化区域の拡大検討	1521
住環境形成	住宅供給の促進	市街地整備等による住宅供給促進	1621
		空き家の利活用促進	1623

■展開方針２－２：若い世代が「住んでみたい、住み続けたい」と思える総合政策の推進

- 母子保健サービスや保育サービスが充実していることなど本市の強みを最大限に生かし、若い世代、子育て世代にとっての住みやすさの向上を図ります。
- そのため、結婚・出産支援、母子保健サービスや子育て支援施策・事業の一層の充実、学校教育の質の向上や特色ある教育の推進、本市の最大の魅力資源である五条川・桜並木の散策環境の整備・充実や公園整備など、子どもを産み・育てやすく、教育・文化水準の高い魅力あふれるまちづくりの総合的な展開を図ります。また、学校教育の充実はもとより、義務教育後の子どもの育ちを応援する施策展開についても検討します。
- また、本市のブランドロゴ・シンボルメッセージの“いわくらしやすい”を市民に浸透させ、“住むならいわくら”を意図したプロモーションを引き続き進めることによって、若い世代、子育て世代の移住・定住を促進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
母子の健康づくり	妊娠出産に向けた支援	子育て世代包括支援センターの機能強化	0112
		産科医療機関等との連携強化	0113
		産前・産後サービス等の充実	0114
	乳幼児期からの健康づくり	乳幼児健康診査と支援体制の充実	0121
子育て・子育て支援	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども条例の推進	0811
		子どもを育む活動の支援	0812
		児童館活動・施設の充実	0813
	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		保育施設の充実	0822
		放課後児童健全育成の充実	0823
	地域の子育て支援体制づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833
	家庭への支援	子育て世帯への医療費支援	0842
学校教育	教育内容の充実	特色ある教育の推進	0912
	教育支援の充実	家庭への支援	0932
	学校給食	安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	0941
市民文化活動	音楽のあるまちづくりの推進	ジュニアオーケストラの運営	1122
		音楽鑑賞機会の充実	1123
水辺環境の整備・活用	五条川河畔の環境整備	五条川桜並木の保全	2121
		五条川沿いの散策環境の充実	2122
緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212
情報発信・情報共有	情報発信の充実	シティプロモーションの推進	3013

■家のエンディングノート（家の未来手帳）等の作成等による空き家活用事業

- ◇若い世代の移住・定住を進めるためには、既存の住宅ストックである空き家を活用していく必要があるが、活用してもよいという空き家が出てこないのが課題。
- ◇そこで、多くの家主にその気になってもらい、協力してもらうため、「今後の不動産運用の手引き」や「家のエンディングノート（所有している空き家になりそうな家の未来を考えるきっかけづくりとなる冊子）」を作成するとともに、これらと合わせたセミナーを地区ごとに開催。
- ◇また、空き家を利用して三世代同居・近居を行おうとする対象者への追加の支援制度の創設を検討。納税通知書に前記の冊子や空き家バンク制度の概要とわかるリーフレットなどを同封してお知らせすることで、空き家の活用を促す効果的なPR活動を行う。

■地域連携による放課後の子どもの居場所づくり　－わくわくプログラム

- ◇放課後児童クラブや放課後子ども教室が、楽しく放課後を過ごせる場所であると同時に地域のコミュニティ強化の場となるよう、地域の人材等の参加・協力のもとで多様な過ごし方が可能となるようにする。
- ◇例えば、小学校の教室などを利活用し、大学生や老人クラブ、母親クラブなどの地域の人が連携した、映画会やクッキング教室、英会話、プログラミング教室など、子どもたちの誰も行きたくなるような楽しい活動を企画し、放課後に実施。

■ユース世代のための放課後の居場所づくり　－児童館活用事業

- ◇小学校敷地内への放課後児童クラブ室の移設により、児童館本来の役割を整理する中で、児童館がユース世代の子どもたち（小学生高学年や中高生）の居場所にもなるよう、Wi-Fi等の整備や試験前の自習の場の提供、市民活動団体や地域の人たちによる子どもたちの学習支援などを実施。
- ◇児童館ごとに特色を持たせ、子どもたちが豊かな時間を過ごすことができる居場所となるよう施設の活用を検討。

1 背景・ねらい

- 名古屋市近郊の住宅都市として発展してきた本市は、製造業など大企業は少なく、中小企業、中でも小規模企業が大半を占めています。
- 活力あるまちとして持続的に発展していくためには、市民生活の利便性を支え、にぎわいある都市としていくための商業振興は必要不可欠であり、また、名古屋都心や高速道路のインターチェンジ等から近いという恵まれた交通条件や地理的条件を生かした産業振興が重要です。
- 本市では、中小企業・小規模企業の振興支援として、岩倉市ビジネスサポートセンターを設置し、売上げアップを目的とした伴走型の相談支援を進めてきました。加えて、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、市全体で中小企業・小規模企業を支え、地域産業の活性化を図っていくとともに、企業誘致にも本格的に取り組み、企業立地の促進等に関する条例の制定、条例に基づく奨励金制度の創設のほか、川井野寄工業団地の整備を進めてきました。
- 暮らしの豊かさと都市の持続的な発展を確保していくことが将来世代に対する現世代の責務として捉え、小さいながらも多様で特色があり、付加価値の高い産業が根づいた都市づくりと就業機会の拡大をめざして、引き続き、中小企業・小規模企業の振興や創業支援、企業誘致等を進めていく必要があります。
- また、仕事と家庭や子育てを両立できる働きやすい社会環境づくりの一環として、保育サービス等のさらなる充実や本市の産業を支える人材の育成につながる教育も必要です。
- さらに、定住人口の増加が見込めない人口減少時代が本格化する中であって、まちの知名度と魅力の向上、まちの活力とにぎわいを創出していくため、観光客などの交流人口を拡大するとともに、本市の課題解決やまちづくりに貢献する関係人口の増加を図っていく必要があります。

2 施策の展開方針

■展開方針3-1：中小企業・小規模企業の振興と創業・事業承継支援等の推進

- 中小企業・小規模企業の売上げアップを目的とした岩倉市ビジネスサポートセンターの機能強化を図り、創業支援や事業承継支援を含めた伴走型の支援に努めます。
- 兼業・副業やテレワークといった多様な働き方や働き方改革、女性や外国人など多様な人材を活用して生産性の向上等を図ろうとするダイバーシティ^{※1}が日本社会共通の目標になっている状況を踏まえ、兼業・副業やテレワークの促進とそのための社会基盤整備、仕事と家庭や子育ての両立のための環境整備、若者・女性の起業支援等を推進します。
- また、未来の本市の産業振興に貢献する優秀な人材・労働力の育成・確保のため、地元企業の魅力を紹介する冊子「岩倉ものづくりFOCUS」の更新・作成及びその有効活用を含めた、本市の未来を担う子どもや若者のための体系的なキャリア教育の強化・充実に努めます。
- こうした施策や事業を計画的に推進するため、公民連携体制の一つである地域産業活性化推進協議会を通じて、第2期中小企業・小規模企業活性化行動計画を策定し、推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
子育て・子育て支援	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		放課後児童健全育成の充実	0823
学校教育	教育内容の充実	特色ある教育の推進	0912
商工業	既存の事業所への支援	経営の改善・革新への支援	1911
		人材確保・事業承継支援	1912
		新商品の開発等の支援	1913
		働きやすい環境づくり	1914

■展開方針 3-2：新たな企業の誘致と交流・関係人口創出のためのインフラの整備

- 一宮インターチェンジや小牧インターチェンジといった高速道路のインターチェンジに近いという恵まれた立地条件を生かし、農業的土地利用との調和を図りつつ、本市の雇用拡大につながる優良な企業の誘致に努めます。
- 市民の市に対する誇りや愛着（シビックプライド^{※2}）の醸成や交流人口の拡大を図るため、全国にも誇ることができる貴重な観光資源であり、また、市民共有の郷土財産でもある五条川桜並木の保全に努め、桜を含めた五条川の魅力を生かしたまちづくりを進めます。
- 交流人口の拡大と関係人口の創出のためのインフラとして、岩倉駅周辺のにぎわいの拠点となる（仮称）にぎわい広場の整備を進めるとともに、地域産業の活性化にもつながるスマートインターチェンジの整備について検討を進めます。
- 本市の抱える社会課題を公民連携により解決する方策を検討します。さらに、本市の抱える社会課題を市外も含めた人材活用として、プロボノ^{※3}や兼業・副業人材などとのパートナーシップによって解決していく関係人口づくりに努めます。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
移動環境	安全で快適な道路環境の整備・維持管理	幹線道路の計画的な整備	1421
市街地	中心市街地の整備	中心市街地のにぎわい創出の促進	1511
商工業	既存の事業所への支援	経営の改善・革新への支援	1911
	創業支援・企業誘致	新たな企業の誘致	1922
水辺環境の整備・活用	五条川河畔の環境整備	五条川桜並木の保全	2121
行政経営・財政運営	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	民間活力の導入	3122

■テレワークタウン岩倉 ―Wi-Fi スポット&託児付きワーキングスペース整備

- ◇多様な企業、起業家やテレワーカーを誘致し、市内で仕事をする人を増やすことによりまちのにぎわいを創出。
- ◇そのため、空き家や空き店舗、公共施設の低利用スペースや未利用時間帯スペースなどを活用して、インターネットワーク環境を備えたワーキングスペースの整備を市民や企業等とのマルチパートナーシップで進める。
- ◇また、子育て中の女性やテレワーカー（リモートワーカー）が快適かつ柔軟に働けるよう、託児機能を備えたワーキングスペース（コワーキングスペース^{※4}、シェアオフィス）の整備。
- ◇出産や子育てをきっかけに退職した女性の活躍の場を広げるため、こうしたスペースを拠点に、子育て中や子育て後の女性向けのインターンシップ事業や起業セミナーなどを開催。

■関係人口を含めたマルチパートナーシップによる五条川桜並木の保全

- ◇本市の誇りである五条川の桜並木を残していくため、定期的な保全活動と必要に応じた植替えを岩倉五条川桜並木保存会と市で実施。
- ◇この取組を活動資金獲得も含めてより広範な形で持続的に発展させるため、近隣市町との連携、企業との連携（企業の社会責任・社会貢献活動（CSR）や経済活動と社会課題の解決の双方を創造する企業活動（CSV））、市外在住者の参加・協賛などをマルチパートナーシップによって進めていくことを検討。
- ◇そのため、桜の維持・管理を共に進めていく仲間づくり（関係人口の創出）をめざし、五条川桜並木ファンクラブ会員制度の創設とその募集、協賛市民団体や協賛企業の募集、近隣市町への呼びかけなどを通じて、桜を守りたいという機運の醸成と取組の新たな展開を喚起。

■岩倉桜まつり魅力アッププロジェクト ―キッチンカーFESや新たなスポット整備

- ◇岩倉駅東地区における都市計画道路の先行取得地等や岩倉駅東口と五条川の間を整備が予定されている（仮称）にぎわい広場などを活用し、キッチンカー等を利用した新たな事業所出店エリアの設置を検討し、「岩倉桜まつり」を充実。
- ◇また、市全体で桜まつりを盛り上げるために、希望の家や竹林公園等の中心部から少し離れた場所に、桜見物に訪れた人が楽しむことのできる新たなスポットやイベントの創設を検討し、桜まつりに訪れた人の滞在場所の分散・拡大を図る。

1 背景・ねらい

- 南海トラフ地震の発生が懸念され、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も全国的に増加する中で、市民が安全に安心して暮らせる強くしなやかな地域づくりを進める必要があります。また、市民が安心して暮らしていくためには、防犯対策の充実も求められます。
- こうした防災・防犯対策は、市だけでは解決できない地域課題であり、一人ひとりの市民の取組はもとより、行政区、ボランティアや市民活動団体、NPO法人などによる多様な地域活動と国や県など関係機関や民間事業者などの多様な主体が相互に補完し合うマルチパートナーシップによる活動が重要になります。
- 一方、昭和40年代から昭和50年代にかけての人口の急激な増加に対応するために集中的に整備してきた公共施設等の老朽化が進み、大規模な改修や更新に莫大な費用が見込まれ、また、一時期への集中が懸念される中、岩倉市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の管理に関する基本的な方針や再配置における数値目標を設定しました。
- その後、策定した岩倉市公共施設再配置計画などの個別施設計画を推進することで、老朽化した公共施設等の大規模改修や更新にかかる費用が将来世代への大きな負担とならないように、施設の維持管理等について、民間事業者のノウハウを最大限活用する視点が求められます。
- また、地球温暖化や生物多様性などの環境問題への対応は、本市においても無縁ではなく、将来にわたって持続可能な社会にしていくため、身近な地域、日常的な暮らしの中で着実に環境問題に取り組んでいく必要があります。

2 施策の展開方針

■展開方針4-1：地域コミュニティと協働による防災・防犯の強化

- 関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等と連携して合同で防災訓練を行うとともに、業務継続計画（BCP）を実効性のあるものにしていくことで、防災・危機管理体制の充実に努めます。また、地域における「自助」「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。
- 犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るとともに、防犯灯や安全安心カメラの整備を進めます。
- 地域の安全安心の実現のため、地域コミュニティを強化するための支援に努めるとともに、これまでの連携や協働といった枠組みを超えたマルチパートナーシップにより防災・防犯対策を推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
地域福祉	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
上下水道	公共下水道事業の推進	雨水対策の充実	1725
防災・浸水対策	防災体制の充実	防災危機管理体制の充実	2511
		防災設備等の整備・充実	2512
		民間事業所等との連携・協力体制の充実	2513
	地域の防災力の強化	防災意識の高揚	2521
		自主防災組織の充実	2522
		ボランティアとの連携強化	2523
防犯・交通安全	地域防犯体制の強化	地域コミュニティ意識の向上	2711
		地域の自主防犯活動の育成・強化	2712
市民協働・地域コミュニティ	地域コミュニティの強化	行政区への支援	2821
		地域コミュニティ活動の支援	2822

■展開方針４－２：次世代に負荷をかけない公共資産マネジメントと環境政策の推進

<ul style="list-style-type: none"> ●岩倉市公共施設等総合管理計画とその個別施設計画にあたる岩倉市公共施設再配置計画などを着実に推進します。 ●新たにパークマネジメント手法による公園の維持管理・運営、包括指定管理や包括管理委託など、民間事業者のノウハウを活用した多様な公民連携による公共施設等の管理運営について検討し、利用者の安全性の確保とサービスの質の向上を図ります。 ●さらに、民間施設のリース等による公共施設サービスの実施、公共施設の民間事業者への開放、民間事業者の参画による河川空間づくり（かわまちづくり）など、サウンディング型市場調査等を活用し、多様な場面での公民連携による公共資産の有効活用について検討を進め、次世代に負担を残すことのないよう公共資産マネジメントを進めます。 ●また、社会インフラを含む持続可能な地域社会づくりに向け、地球温暖化対策や生物多様性の保全、ごみ対策など環境にやさしいまちづくりを推進し、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）やSociety 5.0^{※5}を踏まえた行政経営を進めます。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212
総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の計画的な推進	2311
		環境施策の推進体制の強化	2312
	低炭素型社会の推進	地球温暖化対策の推進	2321

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
	自然共生と生物多様性の保全	環境にやさしいライフスタイルの促進	2322
		身近な生物多様性の保全	2331
		環境学習等の推進	2332
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化	3Rの推進と情報発信	2411
		事業所におけるごみの減量化・資源化	2412
		リサイクル拠点の充実	2413
		生ごみ等の減量化・資源化	2414
		市民団体との連携・支援	2415
行政経営・財政運営	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	民間活力の導入	3122
		I C Tを活用した効率的な行政運営と市民サービス	3123
	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	3131

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■市所有の会館など集会施設の付加価値化プロジェクト

- ◇岩倉市公共施設再配置計画では、市所有の会館などの集会施設が将来的に各行政区へ譲渡していく方針。
- ◇各行政区がこれらの施設を所有するにあたって、施設管理の効率化や運営経費の削減等が図られ、しかも、地域住民等にとって利用したくなるような運営がなされる施設とするため、市民と民間企業などとのマルチパートナーシップの構築について研究。
- ◇そして、市民活動団体や民間企業等にもまちづくりの一員となるよう連携を働きかけ、民間企業などが持つ独自の発想やアイデア等を活かした、各会館の管理・運営委託などを進める。

■パークマネジメントで人が集まる魅力ある公園づくり

- ◇市内にある都市公園や児童遊園、ふれあい広場を、より多くの人が集い、楽しめる場としていくため、現在の利用状況や市民の意見を収集することなどを通じてその必要性を評価した上で、一部の公園等の民間企業や団体への管理委託も含めたあり方を検討。
- ◇その上で、市民や行政、民間企業などが連携して、各種イベントの開催や設備整備、公園等施設の日常的な安全点検などの管理運営を行っていく「パークマネジメント」の考え方の導入も視野に入れつつ、人が集まる魅力ある公園づくりを進める。

■五条川かわまちづくりの推進

- ◇本市の最大の魅力資源・五条川の周辺を、日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場としてより一層活用し、本市の活性化につなげるため、公民連携による五条川周辺の利用促進とそのため施設等の整備やイベント等の活動を進める。

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

◇その主体となる「かわまちづくり協議会」の設立と、河川空間を活用した様々な取組やそのための施設等の設営ができる国の制度である「都市・地域再生等利用区域」^{※6}の指定に向けて、市民発意、市民主体で「かわまちづくり協議会」の準備会を立ち上げる。

◇こうしたマルチパートナーシップ型の五条川かわまちづくりの実現に向けて、準備会が主体になって、オープンカフェや水辺マルシェ、水辺コンサートなどの社会実験の実施と「かわまちづくり協議会」の設立に向けた検討を進める。

【用語の解説】

- ※1 **ダイバーシティ**：多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。
- ※2 **シビックプライド**：単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。
- ※3 **プロボノ**：各分野の専門家が、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動全般や、それに参加する専門家自身のこと。
- ※4 **コワーキングスペース**：個人事業主や起業家、在宅勤務が許可されている会社員など働く場所が限定されない人たちのための共有の作業スペースのこと。コワーキングスペースで設備を共有することにより経費の削減の効果と、共有スペースで生まれる交流により、情報交換や協働などの相乗効果が期待されます。
- ※5 **Society 5.0**：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものであり、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として日本が提唱する未来社会のコンセプト。IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。
- ※6 **都市・地域再生等利用区域**：国土交通省では、全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の一部を改正した。これにより、民間事業者等による河川敷地の利用（飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー等を設営すること）が可能となり、利用にあたっては、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」を指定することになっている。

**第5次岩倉市総合計画
基本計画各論**

基本施策名

1 母子の健康づくり

母子の健康づくり	妊娠出産に向けた支援	妊娠を望む夫婦に対する支援	0111
		子育て世代包括支援センターの機能強化	0112
		産科医療機関等との連携強化	0113
		産前・産後サービス等の充実	0114
	乳幼児期からの健康づくり	乳幼児健康診査と支援体制の充実	0121
		発育段階に応じた健康づくりの推進	0122

現状と課題

- ・少子化の進行、晩婚化・晩産化、未婚率の上昇、核家族化、育児での孤立化、子どもの貧困、虐待など母子を取り巻く社会環境の変化により、子育てに対する不安や悩みを抱え込むなど、子育てしにくい状況が生じています。そのため、妊娠・出産・育児期を通して、切れ目のない支援ができるよう保健師、助産師を配置し、2016年（平成28年）4月に位置づけた子育て世代包括支援センターの機能を強化し、妊産婦や子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進していく必要があります。
- ・妊婦健康診査・乳児健康診査は、母体や胎児及び乳児の心身の健康確保を図る上で重要であることから、本市では、妊婦健康診査や新生児聴覚検査の公費負担を拡大し、受診しやすい環境づくりを行ってきました。また、産前・産後の不安や悩みを軽減するため産後健康診査の公費負担を行うとともに、医療機関と連携した支援や産前・産後の支援サービスの充実を図る必要があります。
- ・乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応及び虐待の未然防止・早期発見・早期対応の機会として、乳幼児健康診査は重要な役割を担っています。本市では、これまでも未受診児や乳幼児健康診査の経過観察児^{*1}等に対する訪問相談・指導に取り組んできましたが、今後も、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の充実を図る必要があります。
- ・母子の健康づくりは、生涯を通じた健康づくりの出発点であり重要なため、ライフステージに応じた健康管理や子どもの頃から健康的な生活習慣の形成の推進を図る必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。
- 関係機関や専門職との連携が図られ、母と子の健康が守られています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
母子保健サービスに満足している市民の割合	95.0% (R2)	96.0%	97.0%

施策の内容

(1) 妊娠出産に向けた支援

個別施策：①妊娠を望む夫婦に対する支援

内容	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療に対する支援を行います。
----	--

個別施策：②子育て世代包括支援センターの機能強化

内容	保健センターと子育て支援センターがさらに連携し継続的・包括的な支援を行うなど子育て世代包括支援センターの機能を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実します。
----	---

個別施策：③産科医療機関等との連携強化

内容	妊産婦の不安や育児負担の軽減を図るため、産科・精神科医療機関及び保健・福祉・子育て支援センターなどの関係機関との連携を強化し連続性のある支援を行います。
----	--

個別施策：④産前・産後サービス等の充実

内容	産前・産後の不安や育児負担を軽減するため、子育て支援センター等と情報を共有し、子育てに関する社会資源の情報提供及び産後ケア事業など必要な産前・産後サービスの充実に努めます。また、父親の妊娠・出産への理解と子育てへの参加促進のため、関係部署との連携を図り講座の開催や情報提供を行います。
----	--

主要事業	◆妊婦・産後健康診査 ◆妊婦・産婦電話相談支援、産婦・乳児訪問指導
------	--------------------------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
産後に保健師や助産師からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	89.5%	91.0%	92.0%
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う人の割合	95.2%	96.0%	97.0%

(2) 乳幼児期からの健康づくり

個別施策：①乳幼児健康診査と支援体制の充実

内容	乳幼児の疾病やむし歯、障がいや虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し一人ひとりに応じた支援を行うなど、支援体制の充実を図ります。
-----------	--

個別施策：②発育段階に応じた健康づくりの推進

内容	将来的な疾病の予防に向けて乳幼児期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの生活習慣を形成するため、発育段階に応じた健康教育の充実を図ります。また、保護者の健康意識を高め、健康づくりに取り組めるよう啓発に努めます。
-----------	---

主要事業

- ◆乳幼児健康診査、乳幼児健康相談
- ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
乳幼児健康診査受診率	4か月児 99.5%	4か月児 100.0%	4か月児 100.0%
	1歳6か月児 97.1%	1歳6か月児 100.0%	1歳6か月児 100.0%
	3歳児 97.2%	3歳児 100.0%	3歳児 100.0%
むし歯のない3歳児の割合	91.7%	93.5%	95.0%以上

関連する計画・条例

- 健康いわくら21（第2次）（平成25年度～令和4年度）
- 第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
- 第3期岩倉市食育推進計画（令和2年度～令和6年度）

用語の解説

※1：経過観察児

乳幼児健康診査で、発育やことば・運動発達などについて心配があり、健診後も経過を見ながら指導を継続していく乳幼児。

基本施策名

2 成人の健康づくり

成人の健康づくり	健康づくりの推進	健康的な食生活習慣の推進	0211
		運動の習慣化の推進	0212
		こころの健康づくりの推進	0213
		健康づくりを支援する環境づくり	0214
	生活習慣病予防と重症化予防の推進	がん検診・保健指導の充実	0221
		歯科健康診査・歯科保健指導の充実	0222
		特定健康診査・特定保健指導の充実	0223

現状と課題

- ・長寿命化が進む一方で、生活環境の変化に伴い、生活習慣病などの発症や重症化が問題となっています。また、複雑化する社会の下で、ストレスからこころの病気にかかる人が増加しています。そのため、生活習慣病予防をはじめとした心身の健康づくりに対する市民の意識の向上と主体的な取組がますます重要になっています。
- ・本市では2013年度（平成25年度）に策定した健康いわくら21（第2次）において、健康寿命の延伸を基本目標とし、生涯を通じた健康づくりの推進、疾病の発症予防と重症化の予防、健康につながる生活習慣づくり、社会で支える健康づくりを基本方針として、健康診査やがん検診、関係機関と連携した栄養指導及び運動指導等の取組を推進してきました。
- ・しかしながら、2018年度（平成30年度）に行った健康いわくら21（第2次）の中間評価では、がん、身体活動・運動及び歯の健康の分野において改善が見られない指標が多く、若い世代からの生活習慣病予防の啓発と健康管理への取組を推進することが重要課題となっています。
- ・また、2018年（平成30年）12月には健幸都市宣言を行い、五条川健幸ロードを活用した運動事業や健幸伝道師事業等に取り組むとともに、2020年（令和2年）3月には健幸づくり条例を制定しました。今後さらに高齢化が進む中で健康寿命を延伸するためには、健康無関心層も含めた健康づくりを推進するとともに、様々な分野との連携を強化し一体的な取組を行っていく必要があります。
- ・がん検診については、定員枠拡大や医療機関での個別検診の実施などの受診機会の充実を図ってきましたが、今後も受診率向上のため、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、さらに若い世代への予防啓発に取り組む必要があります。
- ・歯周病の予防・早期発見・早期治療につなげるとともに、8020を目標とした口腔の健康維持のため、節目歯科健康診査や訪問歯科健康診査により、誰もが定期的に歯科健康診査を受けることができる体制を継続していく必要があります。
- ・生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査や特定保健指導が2008年度（平成20年度）度から保険者に義務付けられたことに伴い、国民健康保険被保険者に対し、健診

事業を行うとともにその受診率の向上に努めています。

- ・2020年（令和2年）4月に施行された健康増進法の一部改正に伴い、望まない受動喫煙による健康への影響をなくすための取組を推進する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 心身ともに健やかで、自ら健康づくりに取り組み、自分らしくいきいきと幸せに暮らしています。
- 生活習慣病予防に取り組む環境が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
健康の維持増進の取組をしている市民の割合	91.0% (H30)	92.0%	93.0%
生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合	85.1% (H30)	87.5%	90.0%

施策の内容

(1) 健康づくりの推進

個別施策：①健康的な食生活習慣の推進

内容 生活習慣病予防のため、市内の事業所と連携して食への関心を高め、年齢等に応じた栄養バランス等に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、栄養教室等の充実を図ります。

個別施策：②運動の習慣化の推進

内容 五条川健幸ロードを活用した運動事業等を通じた運動指導の充実、関係部署や事業所と連携した運動事業の取組を推進します。また、市民の運動習慣を促進するため、運動に関する情報を提供し、運動する機会の充実を図ります。

個別施策：③こころの健康づくりの推進

内容 こころの健康を保つことができるよう、また、こころの不調を周囲の人が気づき見守ることができるよう、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。また、過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と個々の状況に応じた適切な対応に努めます。

個別施策：④健康づくりを支援する環境づくり

内容 市民の主体的な健康づくり活動を支援するために、様々な分野で健康の視点を持った取組や市民、地域団体、市民活動団体及び事業所等と連携し、

	誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆健幸伝道師事業 ◆体力チェック事業 ◆ウォーキング事業 ◆いわくら健康マイレージ事業 ◆こころの健康教室・相談事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ウォーキング・ジョギングなど軽い運動を定期的に行っている市民の割合	27.6% (H30)	29.0%	30.0%
ストレスを解消する方法を持っている人の割合	60.4% (R2)	70.0%	74.0%

(2) 生活習慣病予防と重症化予防の推進

個別施策：①がん検診・保健指導の充実

内容	がんの予防・早期発見のために、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、受動喫煙に関する知識の普及、若い世代への予防啓発に取り組むとともに、がん検診の利便性向上に努めます。また、精密検査が必要な人が確実に受診するよう保健指導の充実を図ります。
-----------	---

個別施策：②歯科健康診査・歯科保健指導の充実

内容	歯周病や口腔機能の低下等の早期発見・早期治療のために歯科健康診査の受診勧奨を行うとともに、歯口清掃の習慣化及び口腔機能の維持・向上のための歯科保健指導の充実を図ります。
-----------	--

個別施策：③特定健康診査・特定保健指導の充実

内容	生活習慣病予防のために、特定健康診査の受診勧奨を行うとともに、特定保健指導の対象となった人には、生活習慣を改善するための支援の充実を図ります。
-----------	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆がん検診 ◆歯科健康診査 ◆特定健康診査、特定保健指導
-------------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
メタボリックシンドローム※1該当者及び予備群の減少率 (2008年比)	17.5% (H30)	21.5%	25%以上
がん検診を受診している市民の割合	28.6% (R2)	37.0%	40.0%

関連する計画・条例

- 健康いわくら 21（第2次）（平成25年度～令和4年度）
- 岩倉市自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）
- 第3期岩倉市食育推進計画（令和2年度～令和6年度）
- 岩倉市健幸づくり条例

用語の解説

※1：メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。

基本施策名

3 医療・感染症予防

医療・感染症予防	医療体制等の充実	市民にわかりやすい医療情報の提供	0311
		休日・夜間救急医療体制の維持・充実	0312
		災害時に備えた保健予防の充実	0313
	感染症対策の推進	感染症予防の充実	0321
		新型インフルエンザ等対策の充実	0322

現状と課題

- ・救急医療体制として、休日急病診療所のほか、近隣市町の3病院を第2次救急医療機関^{※1}に指定し、休日・救急医療体制の維持・充実を図ってきました。小児救急医療においても、尾北医師会及び岩倉市医師会の小児科医の連携により、小児科専門医による小児救急外来が設置されています。
- ・歯科診療については、市内歯科医療機関での在宅当番医制による年末年始の休日歯科診療を実施しています。
- ・今後も、市民がより健康に安心して暮らすために、休日・救急医療体制の確保が必要です。
- ・予防接種法に基づく各種予防接種を主に医療機関での個別接種として実施するとともに、愛知県広域予防接種として県内全域でも接種できるなど、接種体制の充実を図ってきました。
- ・2019年（令和元年）12月に確認された新型コロナウイルス感染症は、2020年（令和2年）に入ると全世界に拡大し、本市においても国や県が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に基づき、感染拡大防止策を講じてきました。
- ・新型インフルエンザ等の感染症への対策については、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、今後、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練を実施していく必要があります。また、平常時からの情報収集や感染防止策の周知、さらに、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるように体制を強化し、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、市民の安全確保を図ることが重要です。

施策がめざす将来の姿

- 日常的な健康管理や身近に受診できる医療機関があり、安心して医療を受けられる体制が整っています。
- 感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	75.7% (H30)	79.0%	82.0%

施策の内容

(1) 医療体制等の充実

個別施策：①市民にわかりやすい医療情報の提供

内容	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適性な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提供するよう努めます。
----	---

個別施策：②休日・夜間救急医療体制の維持・充実

内容	市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。
----	--

個別施策：③災害時に備えた保健予防の充実

内容	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に行えるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化を図ります。
----	---

主要事業

- ◆休日急病診療所事業
- ◆休日歯科診療事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
かかりつけ医を持っている市民の割合	65.5% (R2)	67.0%	70.0%
休日急病診療所を知っている市民の割合	84.5% (R2)	90.0%	92.0%

(2) 感染症対策の推進

個別施策：①感染症予防の充実

内容	感染症に対して、市民の安全確保や、エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、広報紙、ホームページ等で正しい知識の普及を図ります。また、予防接種の有効性や安全性など正しい知識を普及し、予防接種の接種率を向上させることにより感染症の予防に努めます。
----	--

個別施策：②新型インフルエンザ等対策の充実	
内容	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練の実施に努めます。また、新しい生活様式の確立など新型コロナウイルス感染症対策を推進します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆予防接種事業 ◆新型インフルエンザ等対策事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
予防接種の接種率（麻しん・風しん混合予防接種（第2期 ^{※2} ））	96.3%	97.0%	98.0%

関連する計画・条例

- 健康いわくら 21（第2次）（平成25年度～令和4年度）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市新型インフルエンザ等行動計画（平成26年11月策定）

用語の解説

※1：第2次救急医療機関

都道府県ごとの医療計画において、第1次、第2次、第3次救急医療の体制が整備されている。第2次救急医療機関は、第1次救急医療機関の後方病院として、入院または緊急手術を要する救急患者の医療を担当するもので、広域市町村圏を基本として設定した救急医療圏ごとに、いくつかの病院が共同連帯して輪番方式で対応するもの。

※2：第2期

麻しん・風しん混合予防接種の第2期とは、5歳以上7歳未満の者で小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間の時期を指す。

基本施策名

4 地域福祉

地域福祉	計画的な地域福祉の充実・支援	地域福祉推進体制の強化	0411
		地域福祉意識の醸成	0412
		福祉教育の充実	0413
		地域福祉の担い手の育成	0414
		地域コミュニティ活動の支援 【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】	0415
	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり 【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】	0422
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
		生きることへの支援	0424

現状と課題

- ・本市では、2017年度（平成29年度）に策定した第2期地域福祉計画において、小学校区を推進圏域に住民が出し合った地域課題を我が事として取り組んでいくことを目的に「いわくら福祉市民会議」を校区ごとに展開しています。
- ・2018年（平成30年）4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を示す上位計画として位置付けられました。
- ・今後、より重要性が増していく本計画を浸透させていくとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、部署間の包括的な支援体制を構築していく必要があります。
- ・近年、高齢者の単身世帯・核家族の増加に加え、同一世帯に複合的な問題を抱えていたり、縦割りの制度の狭間に陥ってしまったりと、地域福祉に関する課題は複雑化し、多様化しています。そうした中で、制度や分野の枠を越え、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会、人と資源が世代を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会^{*1}」の実現が求められています。
- ・市内でも8050問題^{*2}やひきこもりなど制度・分野の枠を超えた福祉課題が増加しており、これらの解決に向けては、福祉活動に参加する人材を継続して増やしていくとともに、専門職間だけでなく、地域福祉協力者団体や組織を含め、より重層的にネットワークをつくる必要があります。
- ・2016年（平成28年）に施行された自殺対策基本法の一部改正に伴い、誰も自殺に追い込まれない社会の実現のため、2019年（平成31年）3月に自殺対策計画を策定し

ました。

施策がめざす将来の姿

- 人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」が実現しています。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が構築されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	81.0% (H30)	85.0%	90.0%
ひとり暮らしや心身に障がいがある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	51.8% (R2)	55.0%	60.0%

施策の内容

(1) 計画的な地域福祉の充実・支援

個別施策：①地域福祉推進体制の強化

内容 住民が中心となって小学校区単位で取り組む住民活動計画について、地域の中で考え、解決に向けた取組ができるよう、社会福祉協議会と連携して支援します。また、8050問題やひきこもり等、複雑化・複合化している地域福祉課題に対応するため、包括的な相談体制を構築します。

個別施策：②地域福祉意識の醸成

内容 地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。

個別施策：③福祉教育の充実

内容 高齢者や障がい者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。

個別施策：④地域福祉の担い手の育成

内容 地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘

	<p>するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会、市民活動支援センターと一体となって支援します。</p>
<p>個別施策：⑤地域コミュニティ活動の支援【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】</p>	
<p>内容</p>	<p>地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。</p> <p>また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組を支援します。</p>
<p>主要事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉計画推進事業 ◆福祉講座、福祉実践教室 ◆ボランティア養成講座

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	954人	980人	1,000人
ボランティア養成講座受講者数	10人	65人	80人

(2) 安心して地域で生活できる環境づくり

<p>個別施策：①支え合いのネットワークづくり</p>	
<p>内容</p>	<p>支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会と連携して、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。</p>
<p>個別施策：②見守りネットワークと支え合いの体制づくり【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】</p>	
<p>内容</p>	<p>高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの検索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。</p>
<p>個別施策：③災害時要配慮者の支援体制づくり</p>	
<p>内容</p>	<p>災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするため個別避難支援計画の作成を促進します。</p>
<p>個別施策：④生きることへの支援</p>	
<p>内容</p>	<p>自殺対策計画に基づき、生きることの包括的な支援に関連する団体との連携、情報交換に努め、地域におけるネットワークの構築と強化を行います。また、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）を育成します。</p>
<p>主要事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者名簿 ◆自殺対策計画推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
個別避難支援計画の作成数	170件	350件	500件
ゲートキーパー研修参加者数	59人	200人	500人

関連する計画・条例

- 第2期岩倉市地域福祉計画（平成30年度～令和4年度）
- 第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
- 岩倉市障がい者計画（第5期）（平成30年度～令和5年度）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）

用語の解説

※1：地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

※2：8050問題

80代の老親が50代のひきこもりの子の生活を支えるという社会問題。ひきこもりの状態が長期化し相応の年齢になり、さらに高齢となった親の収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして経済的に一家が孤立・困窮するケースを言う。

基本施策名

5 高齢者福祉・介護保険

高齢者福祉・介護 保険	健康・生きがいがづくりの 推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
	地域包括ケアシステム の構築	地域包括支援センターを核とした地域づくり	0521
		高齢者への支援	0522
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり	0523
	介護を必要とする人が 安心して暮らせる環境 づくり	介護保険事業の円滑な運営	0531
		認知症施策の充実	0532
		高齢者の権利擁護・虐待防止	0533

現状と課題

- ・本市の2020年（令和2年）3月末時点の高齢者数は12,142人、高齢化率^{*1}25.3%となっており、介護保険制度の始まった2000年（平成12年）と比較して約2倍に増加しています。
また、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には高齢化率は25.5%に増加すると推計されています。
高齢化の進展は2025年（令和7年）以降さらに進み、2040年（令和22年）には、世代間の不均衡が著しい水準に達し、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えるといわれています。
- ・元気なうちは知識と経験を生かして働きたいという高齢者や、活動範囲を広げ、スポーツや文化活動などで生き生きと人生を楽しむ高齢者が多くいます。
- ・市民の指導士によるシルバーリハビリ体操の普及など、心身の活力が低下した虚弱な状態（フレイル）にならないよう、高齢者の健康づくりと社会参加を同時に進めていく必要があります。
- ・多世代交流センターさくらの家、南部老人憩の家、地域の高齢者交流サロン等が高齢者の活動の拠点となっており、活動を支えるための施設の充実や各種講座の開催、気軽集える交流スペースの設置などの環境整備が求められています。また、老人クラブの会員拡大など高齢者の自主的な団体の育成やシルバー人材センターへの支援などが引き続き必要です。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増しており、高齢者の孤立死も見られます。また、2020年（令和2年）3月末時点で1,871人いる本市の要介護（支援）認定者^{*2}においては、その約5割に日常生活に支障をきたすような認知症状が見受けられるなど、高齢者世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。認知症の予防と理解を深めるために、市民ボランティアであるいわくら認知症ケアアドバイザー会と連携した啓発などの認知症施策を推進することが必要です。

- ・また、介護を受けている高齢者への虐待や、悪質商法による被害が発生しており、虐待防止や成年後見制度^{※3}の活用など、高齢者の尊厳と権利を擁護するための積極的な取組が求められています。
- ・高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を発揮し、自立した生活を送ることができるまちをつくるために、国の動向を把握しながら、地域包括ケアシステム^{※4}の構築と地域共生社会の実現が必要です。
- ・市内に2か所ある地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う機関として、高齢者の相談及び支援体制を充実させることが必要です。
- ・75歳以上の高齢者人口が増える中で、要介護（支援）認定者は着実に増加することが見込まれ、介護保険事業の健全な財政運営に努めながら、利用者が必要とするサービスを適切に提供することが必要です。
- ・2017年（平成29年）4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業^{※5}を開始しており、要支援者等に対して、地域の実情に応じて住民主体の取組を含めた多様なサービスの整備が課題となっており、高齢者の生活支援や見守りなど、地域における支え合いの体制づくりを推進していくことが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って健康で自立した生活を送っています。
- 地域包括ケアシステムが構築され、地域共生社会^{※6}のもと公的サービスと地域の支え合いによって、高齢者が安心して暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
介護保険サービスなど的高齢者福祉に満足している市民の割合	68.5% (H30)	69.0%	70.0%
75歳以上の要介護3～5の認定率	7.5% (R2.9末時点)	7.6%以下	8.4%以下

施策の内容

(1) 健康・生きがいづくりの推進

個別施策：①介護予防と日常生活の自立支援

内容	介護予防と日常生活の自立を支援するため、介護サービス提供事業所による専門性の高いサービスに加え、地域住民、その他の事業所など、多様な主体が提供主体として取り組むことで、地域が本来持っている「互助」機能の強化を図ります。
----	---

個別施策：②多様な社会活動等への参加支援

内容	高齢者の地域社会への参画や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、多世代交流センターさくらの家及び南部老人憩の家の活用を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブ連合会への活動支援、高齢者等のサロン活動の育成・支援、介護施設等へのボランティア活動への支援に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防・日常生活支援サービス事業 ◆シルバーリハビリ体操推進事業 ◆老人クラブ連合会等活動事業補助事業 ◆シルバー人材センター補助事業 ◆高齢者交流サロン活動費補助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
シルバーリハビリ体操指導士数(累計)	22人	115人	190人
高齢者交流サロン補助金交付団体数(累計)	9団体	20団体	30団体

(2) 地域包括ケアシステムの構築

個別施策：①地域包括支援センターを核とした地域づくり

内容	地域包括ケアシステムの確立に向け、保健・医療・福祉・介護にかかわる多職種の連携はもとより、関係機関との連携強化により、高齢者及びその家族が安心して生活ができるよう地域課題の解決に取り組みます。
-----------	--

個別施策：②高齢者への支援

内容	高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、ひとり暮らし高齢者等を対象とした緊急通報システム、生活支援型給食サービス事業や、すこやかタクシー料金助成、医療費の一部負担などの支援を行います。生活支援コーディネーターと連携し、地域での課題を抽出し、ニーズを把握することで、必要な支援等の充実に努めます。
-----------	---

個別施策：③見守りネットワークと支え合いの体制づくり

内容	高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの検索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。
-----------	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター運営事業 ◆認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業 ◆ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス ◆生活支援コーディネーター配置事業 ◆後期高齢者福祉医療費支給事業
-------------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
高齢者見守り事業所登録数	26事業所	40事業所	50事業所
地域包括支援センター相談件数	1,740件	1,900件	2,000件

(3) 介護を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

個別施策：①介護保険事業の円滑な運営

内容	介護保険事業を円滑に運営することで、必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの充実を図るとともに、介護保険料の賦課・徴収や各種サービス利用に対する給付を適正に行います。また、介護の現場を担う介護人材の確保・定着のための支援に努めます。
-----------	--

個別施策：②認知症施策の充実

内容	認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、いわくら認知症ケアアドバイザー会と連携し、認知症サポーター養成講座等を実施するとともに認知症サポーターと連携した取組を検討します。また、市民を対象に認知症に関する啓発や講座開催等の学習機会を設けます。認知症サポート医 ^{*7} などの専門職による認知症初期集中支援チーム ^{*8} での支援や認知症地域支援推進員の活動促進に努めます。
-----------	--

個別施策：③高齢者の権利擁護・虐待防止

内容	地域包括支援センターや尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業 ^{*9} の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、虐待に関する知識の普及啓発を行うとともにケアマネジャーや関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。
-----------	--

主要事業

- ◆ 認知症初期集中支援チーム事業
- ◆ 認知症サポーター養成講座
- ◆ 介護人材の確保・定着支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	7,798人	9,000人	11,000人
高齢者における成年後見制度の認知度	62.1%	70.0%	80.0%

関連する計画・条例

- 第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
- 岩倉市介護保険条例

用語の解説

※1：高齢化率

総人口に対する65歳以上の高齢者の割合。

※2：要介護（支援）認定者

介護保険サービスを利用するため、市に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人。

※3：成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の預貯金管理などの財産管理や日常生活での様々な契約（身上監護）を支援していく制度。

※4：地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮し、自立した生活を送ることができるまちとするために、保健・医療・福祉・介護・住まいを、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保するための体制。

※5：介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の地域支援事業として、2017年（平成29年）4月に開始した事業。要支援1～2の高齢者及び基本チェックリストを実施し事業対象者となった高齢者を対象とした訪問介護、通所介護、生活支援サービスや介護予防事業などがある。

※6：地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

※7：認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言、その他の支援を行い、専門機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

※8：認知症初期集中支援チーム

2017年度（平成29年度）より市内2か所の地域包括支援センターに設置した認知症サポート医研修を受講した医師や社会福祉士、保健師などの専門職によるチーム。認知症状のある人や家族支援のため、医療や介護サービスへの初期の対応を行う。

※9：日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより自分一人で判断することに不安がある人を対象として「福祉サービスを利用する手伝い」「生活のためのお金の出し入れ」「重要な書類の預かり」などを行い、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する事業。国の補助事業として愛知県社会福祉協議会が事業実施主体となっている。

基本施策名

6 障がい者（児）福祉

障がい者（児）福祉	障がい者への地域生活支援と社会参加促進	相談支援体制の充実	0611
		福祉サービスの充実と関係者の連携	0612
		医療費の支援	0613
		就労の支援	0614
		スポーツ・文化活動等への参加促進	0615
	障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実	福祉教育の充実【「地域福祉」の再掲】	0621
		地域での障がい者に対する理解促進	0622
		障がい者の権利擁護・虐待防止	0623
		ボランティア活動の充実	0624
	障がい児支援の充実	子どもの障がいの早期発見と早期支援	0631
		継続した相談支援体制の確立	0632
		医療的ケア児の支援	0633

現状と課題

- ・国においては、「障害者基本法」を基本としながら、2012年（平成24年）に「障害者虐待防止法」の施行、2013年（平成25年）には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正などの法整備を進めてきました。また、2014年（平成26年）には国際条約である「障害者権利条約」が締結され、2016年（平成28年）に「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正、2020年（令和2年）4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、障がい者を取り巻く環境は、その制度のみならず概念も含めて大きく変化しています。
- ・このような状況を踏まえ、本市では、2018年度（平成30年度）から6年間を計画期間とした第5期障がい者計画を策定し、『ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら』を基本理念として、親亡き後の対応、地域共生社会の実現、障がい者差別の解消など新たな課題への施策を盛り込んでいます。
- ・障がいに関する相談は増加傾向にあり、内容についても複雑化しているため、部署間や関係機関とのさらなる連携の強化が必要です。また、2023年度（令和5年度）までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図るため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置する必要があります。
- ・重度心身障がい者にも対応した生活介護支援事業所や短期入所（ショートステイ）を兼ね備えた共同生活援助（グループホーム）が設置され、市内に障がい福祉サービスを提供する事業所も増え、住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる環境が整いつつありますが、今後も対象者のニーズを把握し、事業所への働きかけを行いながらサービス提供基盤の充実を図っていく必要があります。

- ・高齢者や障がい者の権利擁護のための相談支援機関として2市2町(岩倉市、小牧市、大口町、扶桑町)共同で開設した尾張北部権利擁護支援センターの周知と成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
- ・本市では子ども発達支援施設「あゆみの家」が中心となって乳幼児期の療育に取り組んでいます。そこでは、保健センターと連携して障がいの早期発見及び早期療育に努め、さらに障がいに対する理解を深めるための講演会の実施など保護者や関係する施設の職員へ支援を行っています。
- ・2023年度末(令和5年度末)までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域において設置する必要があります。
- ・今後は、医療的ケアを要する障がいのある児童が身近な地域で必要な支援が受けられるように関係機関との連携を強化し、療育支援に関する知識や技術の交流を図りながら切れ目のない支援ができる体制づくりを進める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 障がいのある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、その人らしく自立し、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。
- 障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、地域や社会が障がい者と交流し支え合える環境が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生活・自立支援など障がい者(児)福祉に満足している市民の割合	79.3% (H30)	85.0%	90.0%

施策の内容

(1) 障がい者への地域生活支援と社会参加促進

個別施策：①相談支援体制の充実

内容	身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。
-----------	--

個別施策：②福祉サービスの充実と関係者の連携

内容	障がい者が高齢化・重度化しても地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの充実に努めます。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障がい者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障がい者の支
-----------	---

	援を充実します。
個別施策：③医療費の支援	
内容	障がい者が、安心して医療が受けられるよう医療費の一部を支給します。
個別施策：④就労の支援	
内容	ハローワーク、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障がい者雇用に対する理解促進に努めます。
個別施策：⑤スポーツ・文化活動等への参加促進	
内容	障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障がい者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。また、特別支援学校や障がい福祉サービス事業所と連携を図りながら、障がい者の文化活動の発表の場の提供に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援事業 ◆基幹相談支援センター設置事業 ◆就労支援事業 ◆地域生活支援事業 ◆障害者医療費支給事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
グループホームで生活している障がい者の人数	35人	45人	55人
障がい者のスポーツ・文化行事への参加者数	481人	600人	700人

(2) 障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実

個別施策：①福祉教育の充実【「地域福祉」の再掲】	
内容	高齢者や障がい者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。
個別施策：②地域での障がい者に対する理解促進	
内容	障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障がい者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障がい者への理解を促進します。また、地域自立支援協議会を中心として障がい者理解促進のための研修会を行います。
個別施策：③障がい者の権利擁護・虐待防止	
内容	障がい者の権利や財産を守るため、尾張北部権利擁護支援センターや社

	会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障がい者への虐待を防止するため、家族への支援の充実を図るとともに、障がい者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
個別施策：④ボランティア活動の充実	
内容	障がい者の日常生活や社会参加、災害時の支援が身近に行われるよう、手話奉仕員養成講座を行います。また、社会福祉協議会と連携し、要約筆記・点字・音訳の講座などを通じて、障がい者を支援するボランティアの育成に取り組みます。さらに、支援が必要な障がい者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆成年後見制度利用促進事業 ◆日常生活自立支援事業 ◆意思疎通支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
障がい者支援に関するボランティア登録者数	89人	120人	150人

(3) 障がい児支援の充実

個別施策：①子どもの障がいの早期発見と早期支援	
内容	発育・発達を多職種で多様な角度から確認するなど健康診査の精度向上を図り、乳幼児の障がいの早期発見に努めます。また、障がいの早期発見と早期支援を図るとともに、専門的な療育支援へと円滑につなげるため、医療・福祉・保健・子育て支援・教育等の関係機関と連携した支援の強化を図ります。
個別施策：②継続した相談支援体制の確立	
内容	障がいのある子どもと親が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保健・保育・教育・福祉等の関係機関の連携を強化し、出生から就園・就学へ切れ目のない支援体制の構築を図ります。 就学前児童への発達支援を行うため、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる児童発達支援センターを整備します。
個別施策：③医療的ケア児の支援	
内容	医療的ケア児等コーディネーターを中心として、医療・福祉・保健・子育て支援・教育等の関係機関が連携し、医療的ケアを要する障がいのある児童に対する支援の強化に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児健康診査、こども発達相談、健康診査事後教室 ◆あゆみの家児童発達支援事業 ◆児童発達支援センター整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
医療的ケア児等コーディネーター設置人数（累計）	3人	6人	9人

関連する計画・条例

- 岩倉市障がい者計画（第5期）（平成30年度～令和5年度）
- 岩倉市障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）（令和3年度～令和5年度）
- 第2期岩倉市地域福祉計画（平成30年度～令和4年度）
- 岩倉市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

用語の解説

基本施策名

7 生活困窮者支援

生活困窮者支援	自立支援の充実	相談体制の充実	0711
		自立した生活に向けた支援	0712
	適切な保護の実施	要保護世帯の的確な把握	0721
		的確・迅速な生活保護の実施	0722

現状と課題

- 生活保護制度は、憲法の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度として、生活の困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を助長することを目的としています。この制度を最後のセーフティーネットとして機能させるために、保護を必要とする人たちの的確な把握に努めることが重要であり、社会福祉協議会などの関係機関や地域で活動している民生委員・児童委員と引き続き緊密に連携していく必要があります。
- 2015年（平成27年）3月以降、生活保護の受給者数は全国的に減少傾向にあり、本市においても2020年度（令和2年度）当初までは同様の状況となっていました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、先行きが不透明な状況で、今後生活保護の受給者数が増加することも考えられます。
- 就労可能な人たちへの自立に向けた支援として、2018年度（平成30年度）からハローワークによる巡回訪問を月2回実施しており、就労支援員による活動と連携して取り組んでいます。就労活動に意識を向けるよう、より一層の関係性の構築が必要です。
- 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者に対して包括的な支援を図るため、2015年（平成27年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、自立相談支援事業をNPO法人に委託し、生活自立支援相談室を設置しました。これにより、経済的な困窮をはじめとして、住まいの不安定や家庭の問題、緊急的な食料の支援などの生活の困りごと全般についての相談を受けられるようになりました。今後も相談者に応じた適切な支援が行えるよう、相談員の資質向上に努める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、誰もが健康で文化的な生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生活保護からの自立世帯数	5世帯	12世帯	17世帯

施策の内容

(1) 自立支援の充実

個別施策：①相談体制の充実

内容	生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう生活自立支援相談室等の相談体制の充実に努めます。また、相談内容に応じて適切な援助ができるよう相談支援員の資質向上を図ります。
----	---

個別施策：②自立した生活に向けた支援

内容	生活困窮者や被保護者が自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とする人の状況把握に努めます。また、ハローワークと連携をとり、引き続き、就労支援員を中心とした就労支援に取り組みます。
----	---

主要事業

- ◆生活困窮者自立相談支援事業
- ◆住居確保給付金事業
- ◆食料支援事業
- ◆子どもへの学習支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
就労支援プログラム参加者数	18人	25人	30人

(2) 適切な保護の実施

個別施策：①要保護世帯の的確な把握

内容	要保護世帯への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。
----	--

個別施策：②的確・迅速な生活保護の実施

内容	生活保護の申請者には、複数の職員で面談をして問題点を的確に把握し、ケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護の開始に努めます。また、生活保護期間内においても必要な調査により保護要件の確認を行います。
----	---

主要事業

関連する計画・条例

用語の解説

基本施策名

8 子育て・子育て支援

子育て・子育て支援	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども条例の推進	0811
		子どもを育む活動の支援	0812
		児童館活動・施設の充実	0813
	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		保育施設の充実	0822
		放課後児童健全育成の充実	0823
	地域の子育て支援体制づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833
	家庭への支援	家庭の育児力・教育力の向上	0841
		子育て世帯への医療費支援	0842
		児童虐待の未然防止・早期発見	0843
		ひとり親家庭の支援の充実	0844
	青少年健全育成	青少年の社会参加の促進	0851
		非行活動防止・健全な地域環境づくりの推進	0852

現状と課題

- ・本市では、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、2008年（平成20年）12月に子ども条例を制定しました。また、この条例を実行性のあるものとするため、2012年度（平成24年度）に子ども行動計画を策定しました。引き続き、子ども条例の周知や行動計画の施策を推進する必要があります。
- ・子育て世代の女性の就業率は上がり続けており、少子化が進んでいく中であっても、特に、3歳未満児を中心に保育需要は増え続けています。
- ・本市においては、保育園の待機児童の解消を図るために早くから幼保連携を進め、2015年度（平成27年度）からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い市内の学校法人及び社会福祉法人の協力を得て認定こども園や保育園、小規模保育事業所を設置し、より多くの子どもが保育を利用できる環境づくりに努めてきました。
- ・2019年（令和元年）10月からの制度改正により幼児教育・保育の無償化が行われましたが、今後も、本市の特徴である質の高い就学前の幼児教育・保育を提供するため、また、増大する保育需要に対応するためにさらなる公立保育園と民間保育施設との連携を進め、必要なサービスの量と質の確保に努める必要があります。
- ・また、公立保育園では施設の老朽化に対応するため、公共施設再配置計画に沿って計画的に施設の改修や更新を進める必要があります。

- ・児童の健全育成では、2015年度（平成27年度）に策定した放課後子ども総合プラン基本方針に基づき、放課後児童クラブの学校敷地内等への移設を進めており、3つの小学校区の整備が完了しました。今後は、残りの2校区の移設を行い、小学校6年生まで対象拡大を進める必要があります。一方、放課後子ども教室との一体的な実施についても課題となっています。
- ・核家族化や地域コミュニティの弱体化に伴い、家庭や地域において子育ての知恵や経験を共有することが困難になっており、育児家庭の孤立化が問題となっています。子育ての悩みを抱え込まずに相談や交流ができ、地域の子育て関連情報の提供や子育てに関する講習を行う地域の子育て支援拠点の役割が重要になっています。また、児童虐待が社会問題化しているため、育児不安の解消や児童虐待の防止に努める必要があります。
- ・子ども医療費の助成については、2012年度（平成24年度）から支給対象者を中学校3年生までとしています。県内において、一部支給対象者を拡大する動きがあります。
- ・経済的に困難な状況に陥りやすいとされているひとり親家庭においても、安定した生活が送れ、子どもが安心して保育や教育を受けられるような支援策を充実させる必要があります。
- ・青少年を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、ひきこもり、不登校、ニートなどが大きな課題となっています。また、スマートフォンの急速な普及に伴い、青少年にとって有害な情報が氾濫し、SNSに起因する犯罪被害の拡大やゲーム依存症など、インターネットの利用に係る問題は深刻さを増しています。
- ・地域社会のつながりが希薄化する中、青少年の健全育成には、家庭、学校、地域社会が成長を支える存在として、つながりながらその役割を果たし、地域全体で育む社会づくりが求められています。

施策がめざす将来の姿

- すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動しています。
- 地域や子育てに関わる機関が連携して子育て世帯に寄り添った支援がなされ、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまちになっています。
- 家庭・学校・地域の中で、青少年が社会を構成する重要な「主体」として尊重され、豊かな人間性と社会性を身につけて成長しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合	30.8% (H30)	38.0%	40.0%
子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合	77.7% (H30)	83.0%	85.0%
自分も社会のために役立ちたいと思う中学生の割合	75.0%	78.0%	80.0%

施策の内容

(1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

個別施策：①子ども条例の推進

内容	子ども条例の趣旨・内容について市民等の理解を深め、実行へ移していくために、学校での「子どもの権利を考える週間」の授業や市の行事等を通じて市民への周知に努めます。また、子ども条例に基づく、子どもの施策に関する行動計画により、子どものための居場所の確保や施設の活用など、具体的な施策を推進します。
----	--

個別施策：②子どもを育む活動の支援

内容	子ども会、ボランティア団体、地域団体等との協力や連携を図り、子どもたちが地域の行事等に主体的に参加できるよう支援します。
----	--

個別施策：③児童館活動・施設の充実

内容	遊びを通して子どもたちの健やかな成長を促進するため、地域の人たちとも協力をしながら、子どもの身近な施設としての役割を充実します。また、中高生の居場所としての活用が図れるように検討を進めます。
----	---

主要事業

- ◆子ども行動計画推進事業
- ◆子ども条例啓発事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子ども条例を知っている市民の割合	21.7% (R2)	30.0%	35.0%
児童館利用者数(放課後児童クラブを除く7館月平均)	1,219人	1,300人	1,400人

(2) 保育サービス等の充実

個別施策：①幼児教育・保育サービスの充実

内容	すべての子どもが質の高い幼児教育や保育を受けられるよう公立保育
----	---------------------------------

	園と私立の幼稚園や認定こども園等の民間保育施設とのさらなる連携を進めるとともに、引き続き保育園送迎ステーションといった本市独自の事業や、一時保育、病児・病後児保育、休日保育などの保育サービスの充実に努めます。
個別施策：②保育施設の充実	
内容	保育環境の向上のため、老朽化している施設について、計画的に改修を行うとともに、公共施設再配置計画に基づき、統廃合や複合化を伴う建て替えを進め、施設の充実に努めます。
個別施策：③放課後児童健全育成の充実	
内容	子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、放課後児童クラブの学校敷地内等への移設と対象拡大を進め、事業の充実に努めます。また、放課後子ども教室との一体的な実施について検討します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども・子育て支援事業計画推進事業 ◆保育園施設整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
待機児童数（保育園）	0人	0人	0人
放課後児童クラブの利用定員数	375人	460人	460人

（3）地域の子育て支援体制づくり

個別施策：①子育て支援拠点の充実	
内容	子育て支援センターや保健センター、公立保育園が中心となって、地域交流センター、多世代交流センター、児童館、認定こども園などの子育て支援施設が連携し、乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場としての居場所づくりを進めます。
個別施策：②相談支援体制の充実	
内容	保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、子育て支援センターと保健センターにおいて利用者支援事業を実施し、子育て支援サービスに関する情報提供や相談・助言等を行うとともに、保育園や認定こども園、幼稚園、児童館等の子育て支援施設が連携して気軽に相談できる体制づくりを進めます。
個別施策：③地域ぐるみの子育て支援	
内容	地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル活動の育成及び支援を進めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て支援センター事業 ◆ファミリー・サポート・センター事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育て支援センター利用者数	17,309人	19,600人	22,000人
ファミリー・サポート・センター 援助会員数	74人	80人	85人

(4) 家庭への支援

個別施策：①家庭の育児力・教育力の向上

内容	家庭において基本的な生活習慣や育児に関する知識を身につけ親子のコミュニケーション力を高めることができるよう保健センターや子育て支援センターなどにおいて、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の育児力・教育力の向上に努めます。
----	---

個別施策：②子育て世帯への医療費支援

内容	子どもたちが安心して医療が受けられるよう医療費の一部を支給します。
----	-----------------------------------

個別施策：③児童虐待の未然防止・早期発見

内容	家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業 ^{*1} を推進し、地域ぐるみの見守りを行います。
----	---

個別施策：④ひとり親家庭の支援の充実

内容	ひとり親家庭の自立の促進と経済的負担の軽減を図るため、就労や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業や医療費支給事業等を通して、きめの細かい支援を実施します。
----	--

主要事業

- ◆子育て・親育ち推進事業
- ◆家庭児童相談事業
- ◆赤ちゃん訪問事業
- ◆母子・父子自立支援事業
- ◆子ども医療費支給事業
- ◆母子・父子家庭医療費支給事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育て・親育ち講座受講者数	2,007人	3,000人	3,100人
子育て支援講習会参加者数	527人	660人	780人
ひとり親家庭相談件数	185件	200件	200件

(5) 青少年健全育成

個別施策：①青少年の社会参加の促進

内容	青少年の豊かな人間性を育むとともに、次代を担う人材の成長を促すため、年齢や成長段階に応じた居場所や活躍の機会の充実を図り、地域や社会活動への参加促進を図ります。
----	--

個別施策：②非行活動防止・健全な地域環境づくりの推進

内容	学校、地域、青少年問題協議会専門委員会等の関係機関と連携して、青少年の非行防止やインターネットトラブルなどの犯罪に巻き込まれないために、社会情勢の変化に応じた啓発やパトロール活動、相談窓口のPRなどを通じて、健全な地域環境づくりを推進します。
----	---

主要事業 ◆青少年健全育成啓発事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
青少年健全育成啓発事業参加人数	184人	200人	230人

関連する計画・条例

- 第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
- 岩倉市子ども行動計画（平成30年度～令和4年度）
- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市公共施設長寿命化計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市子ども条例

用語の解説

※1：赤ちゃん訪問事業

地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう支援するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する事業。

基本施策名

9 学校教育

学校教育	教育内容の充実	計画的な教育行政の推進	0911
		特色ある教育の推進	0912
		教員の指導力向上	0913
		児童虐待やいじめ・不登校等への対応	0914
	安全・快適な教育環境の充実	人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	0921
		学校施設の再整備	0922
		地域とともにある学校運営の推進	0923
		家庭・地域との交流・連携活動の充実	0924
	教育支援の充実	特別支援教育の充実	0931
		家庭への支援	0932
	学校給食	安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	0941
		学校における食育の充実	0942

現状と課題

- ・教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保し、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に合わせて、本市では、2015年度（平成27年度）から新教育委員会制度をスタートさせるとともに総合教育会議を設置しています。
- ・また、これまでの教育施策や様々な地域活動、国や県の動向を踏まえ、2017年（平成29年）2月に本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、教育大綱を策定するとともに、同年3月に教育振興基本計画を策定しました。その中で、本市がめざすべき教育目標を明らかにし、学校をはじめ、家庭、地域、行政等すべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進しています。
- ・本市では独自の教育プランを策定し、「子どもは未来のまちづくり人」の精神にのっとり、よりよい社会を形成していく一員としての自覚と力量を備えた、心身ともに健康な子どもたちを育てたいという願いのもと教育活動を実践しています。
- ・家庭・学校・地域における子どもを取り巻く環境が大きく変化することが見込まれる中で、子どもが被害者となる事故や犯罪が増加していることから、次代を担う子どもが安心して健全に成長するため、地域ぐるみで子育てを支援するなどの環境づくりが急務となっています。
- ・児童虐待やいじめ・不登校などの問題が深刻化していることから、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、その未然防止、早期発見・早期解決を図るなど、安心して教育を受けることができるよう支援を行うことが必要になっています。また、各家庭の経

済状況による子どもの教育格差が生じないように継続的な経済支援を行う必要があります。

- ・老朽化が進む学校施設においては、主要構造部の耐震化は完了しましたが、引き続き、非構造部材の耐震化や計画的な施設修繕が急務となっています。また、整備にあたっては、社会状況や人口構造の変化に応じた学校の適正規模・適正配置が図れるよう検討する必要があります。
- ・Society 5.0^{*1}時代に生きる子どもたちの未来を見据え、新たな社会に対応できる能力を育成するため、情報機器を道具として使いこなす資質・能力を育み、より豊かな学びを実現していくことが必要になっています。
- ・学校に対する地域の関心は高く、地域に開かれた学校づくりが求められています。そのため、学校運営においては、地域・保護者・学校が共通理解を持ちながら、家庭・地域の教育力を活用し、開かれた学校運営・家庭との交流連携をさらに進めていくことが必要になっています。
- ・近年、発達障がいを含む障がいのある子どもやアレルギーのある子どもが増えてきていることから、それぞれの子どものに合わせた適切な指導や支援を行うことが必要です。
- ・2016年（平成28年）9月に給食提供を始めた学校給食センターでは、民間のノウハウや専門性、柔軟性を生かすため給食調理及び配送業務等に加え、配膳業務を民間委託しており、調理から配膳まで一貫した衛生管理を行っています。今後は、学校給食の提供を継続的かつ安定的に実施するため、調理設備等の適切な維持管理が必要となります。
- ・本市では、安全でおいしい学校給食の提供を第一に、地産地消や旬の食材等を取り入れ、栄養のバランスだけでなく児童生徒のし好にも配慮し、献立の多様化や給食内容の充実を努めてきました。また、2017年（平成29年）9月からは、学校給食における食物アレルギー対応として乳・卵の除去食の提供を行っています。
- ・全小中学校では、栄養教諭等による学年に応じた食指導を行っています。また、食育については家庭での役割が大きいため、献立表や給食だよりを活用した保護者へのより一層の啓発が必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 児童生徒一人ひとりが、家庭・学校・地域の中で個性を尊重され、自らの手で未来を切り拓き、心豊かにたくましく育っています。
- 快適な教育環境の中で、児童生徒が安全で安心な学校生活を楽しんでいます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
小中学校の教育活動が充実していると感じている市民の割合	81.8% (H30)	85.0%	88.0%

施策の内容

(1) 教育内容の充実

個別施策：①計画的な教育行政の推進

内容	<p>教育大綱を踏まえて策定した教育振興基本計画の基本理念である「人がまちをつくり、まちが人を育む」を合言葉に、学校をはじめ、家庭、地域、行政等すべての主体が連携しながら、教育振興基本計画の基本目標を共有し、その達成に向けた取組を推進します。また、総合教育会議においては、市長と教育委員会で市の教育課題や将来ビジョン等を共有し、連携して効果的に教育関係施策を推進するため協議・調整を図ります。</p>
-----------	--

個別施策：②特色ある教育の推進

内容	<p>児童生徒一人ひとりの個性や習熟度に合わせた指導を進めるため、少人数授業やティームティーチング^{※2}をはじめ、支援が必要な児童生徒や日本語教育が必要な児童生徒に、きめ細やかな指導体制を充実し、基礎学力の定着や児童生徒が自ら学ぶ意欲の向上に努めます。</p> <p>また、学校の自主性、自律性を保証する中で、学校ごとに地域の特性を生かした特色のある教育・学校づくりを進めます。さらに、ICT^{※3}環境については、子どもたちが自分の学び方に合った方法を選択し、それぞれの理解の速さや深さに応じて主体的に取り組める環境づくりに努めます。</p>
-----------	---

個別施策：③教員の指導力向上

内容	<p>教員としてより豊かな人間性の形成や指導力・専門性を向上するため、市内小中学校が連携を図りながら、質の高い学びを確保するための授業の在り方について研究を進めるとともに、経験・職能に応じた教員研修の充実に努めます。</p>
-----------	--

個別施策：④児童虐待やいじめ・不登校等への対応

内容	<p>家庭・学校・地域が連携し、児童虐待やいじめ・不登校などの未然防止や早期発見、早期解決を図るため、児童相談所等関係機関との連携及び情報共有を徹底します。学校等においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員の配置、適応指導教室などの教育相談の充実を図り、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制を強化します。</p>
-----------	---

主要事業

- ◆教育振興基本計画推進事業
- ◆情報教育推進事業
- ◆非常勤講師配置事業（少人数授業等非常勤講師、中学校重点教科非常勤講

	師、特別支援教育支援員、日本語教育指導員、日本語教育支援員) ◆魅力ある学びづくり支援事業 ◆子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー等設置事業
--	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子どもが学校生活を楽しんでいると思っている保護者の割合	93.0%	95.0%	96.0%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学生 79.6%	小学生 87.0%	小学生 87.5%
	中学生 70.4%	中学生 71.0%	中学生 72.0%

(2) 安全・快適な教育環境の充実	
個別施策：①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	
内容	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の照明器具や窓ガラスなどの非構造部材の耐震化を進めるとともに、バリアフリー化や緑化、照明器具のLED化など、人や環境に配慮した学校施設の整備、適切な維持管理を計画的に進め、安全で快適な教育環境づくりに努めます。また、地域の協力を得ながら登下校時の見守りボランティアなど校内外での児童生徒の安全の向上に努めるとともに、安全教育や通学路の安全対策を推進します
個別施策：②学校施設の再整備	
内容	近い将来見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向けて検討を進めます。また、少子化等の人口構造の変化をはじめ、教育内容・教育方法等の変化、社会状況等に対応して学校規模の適正化を図るために、再整備にあたっては、児童生徒の推移に考慮しながら、児童生徒・保護者・地域の意見を踏まえて検討を進めます。
個別施策：③地域とともにある学校運営の推進	
内容	地域に密着した学校運営による地域ぐるみの教育を進めるために、保護者や地域に対して積極的に情報を発信していくとともに、授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めます。また、学校が家庭や地域と連携し一体となって児童生徒の健やかな成長を図るため、学校評議員制度の継続・充実を進めるとともに、保護者・地域住民が学校と連携して学校運営に参画する学校運営協議会制度 ^{※4} の導入に向けた検討を行います。
個別施策：④家庭・地域との交流・連携活動の充実	
内容	家庭や地域の有機的な交流・連携による学校教育の充実や地域で学校を支える意識を高めるため、地域の人材を活用した授業やクラブ活動、地域ぐるみの学校ボランティア活動などを推進します。
主要事業	◆学校施設整備事業 ◆地域等人材活用事業

- ◆学校評議員制度
- ◆部活動サポーター事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
教育活動における地域等人材の活用件数	196件	200件	220件
安心して学べる環境づくりに努めていると思う保護者の割合	89.9%	90.0%	91.0%

(3) 教育支援の充実

個別施策：①特別支援教育の充実

内容	<p>障がいのある児童生徒一人ひとりの発達状況や特性を把握し、児童生徒が持つ力をより高めるため、個別指導の充実を図るとともに教職員全体の資質向上、さらには医療・福祉関係機関との連携強化に努めます。また、特別支援教育支援員の適正な配置や施設整備等により、より適切な指導に努めます。</p> <p>言語の発達に問題がある児童生徒に対する通級指導（ことばの教室）や発達障害のある児童生徒に対する通級指導（すずらん教室、そよかぜ教室、南風教室）の充実を図ります。</p>
-----------	---

個別施策：②家庭への支援

内容	<p>子育て支援を目的とした第3子以降学校給食費の無償化を行うとともに、家庭の経済状況により子どもの教育格差が生じないように、就学援助制度や奨学金制度等の周知を図り、保護者の経済的負担の軽減や継続的な学習環境の支援に努めます。</p>
-----------	---

主要事業

- ◆特別支援教育支援員配置事業
- ◆通級指導教室事業
- ◆第3子以降学校給食費無償化事業
- ◆就学援助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
通級指導教室で指導が終了して退級した児童の割合	35.3%	40.0%	45.0%

(4) 学校給食

個別施策：①安全でおいしい魅力ある学校給食の提供

内容	<p>児童生徒の健康の増進及び健全な発育を促すために、安全で良質な給食用食材の選定や施設等の徹底した衛生管理、適切な維持管理により安全・</p>
-----------	--

	安心な学校給食を提供します。また、食物アレルギーへの対応やセレクト給食等多彩な献立による、おいしい魅力ある学校給食の充実を図ります。
個別施策：②学校における食育の充実	
内容	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、栄養バランスのとれた食事、食事マナーの向上を図るために、栄養教諭等による児童生徒への食に関する指導や保護者への啓発を行い、学校給食を通じた食育の推進に努めます。また、学校給食において地産地消を進めるとともに、食の情報発信を積極的に行います。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校給食センター管理運営事業 ◆多彩な献立提供 ◆学校における食指導

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
県内産野菜の使用割合 (重量ベース)	38.6%	43.0%	45.0%
給食時間が楽しいと思う児童生徒の割合	82.6% (H29)	85.0%	87.0%

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市第5次教育プラン（平成29年度～令和3年度）
- 第3期岩倉市食育推進計画（令和2年度～令和6年度）
- 岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市学校施設長寿命化計画（平成30年度～令和38年度）
- 岩倉市子ども条例
- 岩倉市健幸づくり条例

用語の解説

※1：Society 5.0

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものであり、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として日本が提唱する未来社会のコンセプト。IoT^{※5}、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。

※2：ティームティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する方法。

※3：ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※4：学校運営協議会制度

保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み。

※5：IoT

Internet of Things の略。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

基本施策名

10 生涯学習

生涯学習	生涯学習の充実	生涯学習の普及・啓発	1011
		市民ニーズに応じた生涯学習講座の充実	1012
		生涯学習環境の充実	1013
		自主的な生涯学習のサポート体制の充実	1014
	図書館の充実	図書館資料の充実	1021
		子どもの読書活動の推進	1022
		利用しやすい図書館づくり	1023

現状と課題

- ・「人生100年時代」「超スマート社会（Society 5.0）の実現」に向けて社会が大きな転換点を迎えようとする中、自分らしく、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を築いていくために、生涯学習の果たす役割はますます重要性を増しています。
- ・本市では、2017年（平成29年）3月に策定した教育振興基本計画の基本目標の一つとして「生涯を通じた学び合いの定着」を掲げ、誰もが生涯学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう学習機会の充実や環境の整備を図り、生涯学習施策を進めています。
- ・生涯学習活動の拠点施設の一つである生涯学習センターは、適正な評価を行いながら指定管理者制度^{※1}のもと安定した管理運営が行われ、文化協会、生涯学習サークルをはじめ多くの市民に利用されています。
- ・また、指定管理者の実績やノウハウを最大限に生かし、多様化、高度化している市民ニーズに対応した生涯学習講座を開催しています。今後も市民ニーズを適切に把握した講座の企画が求められています。
- ・超高齢社会にある中、地域で活動しているNPOや市民団体の担い手不足が課題となっていることから、生涯学習活動が「自分のための学習」にとどまらず、生涯学習の最終的な目標である「自己実現・社会貢献」へと発展させ、社会参加へとつなぐ統括的な仕組みづくりが必要とされています。
- ・生涯学習は自らの教養を高めることや生きがいづくり、仲間づくりにもつながるため、楽しみながら学ぶことができる生涯学習活動の機会を充実していくことが大切です。
- ・図書館は幅広い図書等の収集やインターネット環境の整備、県及び他市町村図書館との相互利用により利用者の利便性は向上していますが、今後は、ますます多様化する利用者の求めに応じるために、情報提供のあり方や読書人口の増加につながる取組を研究する必要があります。
- ・すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うこと

ができるよう、保護者、図書館、図書ボランティア、学校などがそれぞれの役割の中で子どもの読書活動を推進する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動を行い、地域の中で豊かに暮らしています。
- 本を読む市民が増え、図書館は学びの場・地域の情報拠点として親しまれています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生涯学習に取り組む市民の割合	22.4% (H30)	25.0%	30.0%
1年以内に図書館を利用したことがある市民の割合	27.1% (R2)	30.0%	33.0%

施策の内容

(1) 生涯学習の充実

個別施策：①生涯学習の普及・啓発

内容	生涯学習の必要性・重要性を広く市民に周知するため、広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、生涯学習に関する情報を集約して市民にわかりやすく発信するほか、生涯学習センターフェスティバル等のイベントを通じた効果的な情報発信に努めます。
----	---

個別施策：②市民ニーズに応じた生涯学習講座の充実

内容	多様化、高度化する市民ニーズの把握に努め、市民による自主企画講座や高校・大学などと連携した講座、既存の公共施設を有効活用した身近な場やオンラインでの講座の実施など、講座内容・学習機会の充実を図ります。
----	--

個別施策：③生涯学習環境の充実

内容	本市の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターにおいて、指定管理者の運営のもと、多様な世代を含む幅広い市民が利用しやすい環境の充実に努めます。
----	---

個別施策：④自主的な生涯学習のサポート体制の充実

内容	市民の生涯学習活動を創出、活性化するため、生涯学習サークル登録制度の適正な運用を図るとともに、サークル活動の発表や相互交流の場の創出に努めるなど、自主的なサークル・団体の育成・支援を図ります。また、生涯学習講座などで得た知識や技能等を地域づくり等の活動に生かせるよう市民の社会参加への支援に努めます。
----	--

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯学習講座 ◆生涯学習センターフェスティバル ◆生涯学習センター管理運営事業
-------------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生涯学習の場やメニューの内容・数に満足している市民の割合	92.4% (R2)	93.0%	93.5%
生涯学習センター利用件数	7,115件	8,500件	9,000件

(2) 図書館の充実	
個別施策：①図書館資料の充実	
内容	市民の読書活動を推進するために、市民が求める図書の実充に努めるとともに、インターネットを介したサービスの拡充による利便性の向上を推進し、図書館を学びの場・地域の情報拠点とします。
個別施策：②子どもの読書活動の推進	
内容	おはなし会や子ども向けイベント等を充実し、子どもが本に親しむ機会を創出します。また、小中学校、児童館、保育園、市民ボランティア等と連携して子どもの読書活動を推進します。
個別施策：③利用しやすい図書館づくり	
内容	図書館を市民の学びの場・地域の情報拠点とするために、図書館の基本的機能である資料の収集、整理、保存、提供の充実を図るとともに、資料やその利用方法についての情報提供を積極的に行います。 レファレンスサービス ^{※2} について積極的に周知するとともに、職員の技術向上とサービスの充実をめざします。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの読書活動推進事業 ◆図書館電子情報システム運用管理事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
児童向け図書の貸出数 (絵本・紙芝居を含む)	99,896点	110,000点	120,000点
市民一人当たりの蔵書数	3.6冊	3.6冊	3.6冊

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）

用語の解説

※1：指定管理者制度

民間の能力を活用し、公の施設の管理を効果的かつ効率的に行うことを目的に、その管理運営を地方公共団体の指定する者（指定管理者）が代行する制度。

※2：レファレンスサービス

図書館利用者の求めに応じ、その調査・相談等に対し、図書館資料等を使って援助すること。参考業務とも言う。

基本施策名

11 市民文化活動

市民文化活動	文化・芸術の振興	鑑賞機会の提供	1111
		市民の文化・芸術活動への支援	1112
		文化協会等への活動支援	1113
	音楽のあるまちづくりの推進	セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップ維持・発展	1121
		ジュニアオーケストラの運営	1122
		音楽鑑賞機会の充実	1123

現状と課題

- ・本市では、2017年（平成29年）3月に策定した教育振興基本計画の基本目標の一つとして「文化・芸術を育む風土の醸成」を掲げ、市民が文化・芸術活動を通じて心豊かな生活を送ることができるよう文化・芸術事業を推進しています。
- ・本市では、市民が、身近な施設で優れた文化・芸術にふれる機会として、文化講演会、市民芸術劇場、ロビーコンサート等を開催しています。
- ・文化芸術活動をしている市民の発表の機会として、市民文化祭、市民音楽祭、市民茶会を開催するとともに、自主的な発表の場として、市役所のミニステージやギャラリー等が活用されています。
- ・生涯学習センターは、生涯学習活動の拠点であると同時に、文化活動の発表や交流の場として市民が主体的に活用し、市民文化を創造していく拠点となっています。
- ・「音楽のあるまちづくり」はセントラル愛知交響楽団との連携の中で30年の蓄積があり、ポップスコンサート、市役所ロビーコンサートなどが市民の間で定着しています。ジュニアオーケストラなど青少年育成とも関連した音楽文化振興は、本市の大きな特色となっており、今後とも、市民・音楽家・行政の協働により進めていく必要があります。
- ・岩倉市文化協会をはじめ文化活動団体の多くは、会員の減少や高齢化による後継者不足が課題となっており、団体の減少、文化事業の存続等に影響を与えていくことが考えられるため、新規会員や新規団体の加入促進を図り、団体活動を活性化していくことが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 生涯学習センターなどの身近な場で、文化・芸術活動が活発に行われ、市民団体や市民が様々なつながりを生かしながら、自主的な活動を発展させています。
- 市民の多くが音楽をはじめとする多様な文化・芸術に気軽に親しみ、住むことを誇りに思えるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
文化・芸術の振興や市民文化活動が活発に行われていると思う市民の割合	84.0% (H30)	86.0%	88.0%

施策の内容

(1) 文化・芸術の振興

個別施策：①鑑賞機会の提供

内容	文化・芸術意識の高揚を図るため、身近な施設で質の高い鑑賞・観覧機会を設ける等、市民が多様な文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。
----	---

個別施策：②市民の文化・芸術活動への支援

内容	市民の自主的な文化・芸術活動を活性化するため、創作・発表の機会の充実を図るとともに、運営・財政両面の支援を継続し、団体の育成と自主的な活動の活性化に努めます。
----	---

個別施策：③文化協会等への活動支援

内容	文化協会が今後とも市民の手による文化活動推進の担い手となるよう、活動の活性化につながる情報の提供や若い世代で活動している新規団体の加入促進など、組織の自立と拡大のための支援に努めます。
----	--

主要事業

- ◆文化講演会・市民芸術劇場
- ◆市民文化祭・市民音楽祭
- ◆まちづくり文化振興事業助成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民文化祭市民展出品者数	442人	450人	450人
文化協会加入者数	438人	600人	600人

(2) 音楽のあるまちづくりの推進

個別施策：①セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップ維持・発展

内容	セントラル愛知交響楽団とこれまで築き上げてきたパートナーシップの維持・発展に努め、コンサートの開催や小中学生への音楽指導を通じた市民・音楽家・行政による音楽のあるまちづくりを推進します。
-----------	---

個別施策：②ジュニアオーケストラの運営

内容	音楽を通じた青少年育成のため、音楽のあるまちづくり事業の中心的な存在としてジュニアオーケストラの運営と各種コンサートへの出演等の活動を支援します。
-----------	---

個別施策：③音楽鑑賞機会の充実

内容	セントラル愛知交響楽団との連携により、ポップスコンサート、岩倉駅コンサート、マタニティコンサート等各種コンサートを実施するとともに、他の音楽家の協力を得て音楽を鑑賞する機会の充実を図ります。
-----------	---

主要事業

- ◆音楽文化普及事業
- ◆ジュニアオーケストラ運営事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ジュニアオーケストラ団員数	35人	40人	40人
ロビーコンサート来場者数	591人	700人	800人

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）

用語の解説

基本施策名

12 文化財の保護・継承

文化財の保護・継承	文化財の保存と活用	遺跡・文化財の保護・継承	1211
		収蔵品の整理と資料の活用	1212
		地域学習の推進	1213
	山車文化の継承	山車文化の継承と情報発信	1221
		山車の維持・保存	1222

現状と課題

- ・本市では自治基本条例において、山車をはじめとした地域資源の継承に努めると定めており、また2017年（平成29年）3月に策定した教育振興基本計画においては「地域の歴史・文化の次世代への継承」を基本目標に掲げ、地域固有の伝統文化の保護・継承に努めています。
- ・2019年度（令和元年度）末時点の市と県が指定する文化財は、市内に18件あります。文化財は、古くからの歴史や文化を理解するために欠くことができない貴重な資産であるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。このようなことから、文化財を保存して次世代に継承することはもとより、積極的に公開・活用を行うことが求められています。
- ・市内には県指定史跡である大地遺跡をはじめ、多くの遺跡が散在しているため、住宅建築や公共工事等開発に伴う調査を適切に実施し、遺跡の保護に努める必要があります。
- ・2019年度（令和元年度）から2022年度（令和4年度）まで、川井野寄工業団地開発に伴い、下田南遺跡の発掘調査を実施しています。
- ・市指定文化財である3台の山車は、江戸時代の1620年代にそれぞれ建造されており、本市の山車文化が始まってから400年を迎えます。
- ・3台の山車は、1991年（平成3年）に復活を願う市民の気運が高まり復元し、1992年（平成4年）から岩倉桜まつりにあわせ山車巡行が始まりました。岩倉桜まつりでの山車巡行・展示や江戸時代からの伝統に基づく夏まつりでの山車披露など、岩倉市山車保存会、3町各山車保存会と協力し、山車の保護・継承に努めています。
- ・岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数の減少が進んでいますが、山車文化を継承していく上では、岩倉市山車保存会の活性化が不可欠となっています。また、山車は復元から30年余り経過し、主要な構造部分にも傷みが生じてきているため、山車の継承のためには、今後、適切な保全に努めていく必要があります。
- ・郷土資料室において、市民の協力を得ながら寄贈を受けた古民具のデータベース化・修復・展示等を行っていますが、収蔵スペースや保管・管理体制、展示方法について十分とはいえません。

- ・文化財保護の取組を進めるためには、専門家の協力や市民の理解・協力が不可欠です。人材面では、専門性を有する職員の不足や文化財の知識を有する市民の高齢化などが課題となっています。

施策がめざす将来の姿

- 貴重な文化財が守られ、後世に受け継がれています。
- 市民が地域固有の文化財や伝統文化、歴史に親しみ、自分たちの郷土として、このまことに愛着を感じ、誇りを持っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
遺跡・文化財の保護・活用に満足している市民の割合	85.4% (H30)	86.0%	88.0%

施策の内容

(1) 文化財の保存と活用

個別施策：①遺跡・文化財の保護・継承

内容 専門家や市民の協力を得ながら、遺跡、市指定文化財、その他の主な文化財の適切な管理に努めるとともに、必要な場合は指定を行うなど、遺跡・文化財の発掘と保護・継承に努めます。また、主要遺跡、指定文化財、その他の主な文化財を適切に保護するため、専門性を有する職員の確保に努めます。

個別施策：②収蔵品の整理と資料の活用

内容 市民が地域固有の文化財、伝統文化、歴史への理解を深め、保護・継承への意識を高められるよう、専門家や市民の協力を得ながら郷土資料室等の収蔵品の整理及びデータベース化を進めるとともに、データ化した資料をはじめとした歴史資料を活用し、インターネットで公開するなど、展示・公開の充実を図ります。

個別施策：③地域学習の推進

内容 郷土への愛着とそこに住む誇りを高めるため、市民団体や学校と協力し、郷土の歴史、文化・文化財に関する講座の充実、子どもたちへの地域学習の推進により、担い手の育成に努めます。

主要事業

- ◆文化財データベース化事業
- ◆文化財展示・PR事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
指定文化財件数	18件	19件	20件
文化財・収蔵品データベース化 進捗状況	47.0%	62.0%	77.0%

(2) 山車文化の継承

個別施策：①山車文化の継承と情報発信

内容	岩倉市山車保存会と連携し、山車やからくり人形の保護、お囃子や山車曳きにふれる機会の創出に努めるとともに、桜まつり等イベントや学校活動を通じた山車文化の効果的な情報発信を行います。また、広く担い手を確保するための取組を支援します。
-----------	--

個別施策：②山車の維持・保存

内容	市指定文化財である3台の山車の維持・保存のため、計画的な修繕に必要な支援を行います。
-----------	--

主要事業 ◆山車巡行・展示事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
岩倉の山車を知っている市民の割合	94.3% (R2)	95.0%	95.5%

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市文化財保護条例

用語の解説

基本施策名

13 スポーツ

スポーツ	スポーツ活動の充実	スポーツの普及と振興	1311
		スポーツ団体の育成・活動支援	1312
	スポーツ環境の整備	スポーツ施設の整備	1321
		学校体育施設等の有効活用	1322

現状と課題

- ・国は、2017年度（平成29年度）からの5年間を計画期間とする「第2期スポーツ基本計画」において、すべての人々がスポーツに関わりスポーツの価値を享受できるよう、スポーツ参画人口を拡大して「一億総スポーツ社会」の実現をめざすとしています。
- ・本市は、2017年（平成29年）3月に策定した教育振興基本計画において、スポーツをする・見る・支える楽しさが広がり、年齢や性別等、一人ひとりの状況に合わせてスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフの実現をめざすとしています。また、2018年（平成30年）12月に行った「健幸都市宣言」では、手軽に取り組める運動や多様なスポーツを自分に合った運動習慣として楽しみながら続けることで、健幸をめざすとしています。
- ・体育協会、岩倉スポーツクラブ等、市民が主体となったスポーツ団体やスポーツ推進委員と連携をとりながら様々なスポーツ大会や教室を通じて、スポーツの振興を図ってきました。
- ・総合体育文化センターは、2014年度（平成26年度）から指定管理者制度を導入し、指定管理者とともに年間を通じてスポーツ教室、スポーツ大会等を開催し、日常的にスポーツに親しむ機会を提供しています。
- ・多くのスポーツ団体において、会員の高齢化が進み、会員数が減少傾向にあります。また、団体の運営に携わる人や指導者が不足していることも課題となっています。
- ・スポーツ参画人口の増加には、総合体育文化センターをはじめとした既存の市内スポーツ施設を、より有効に活用することが求められます。また、スポーツ施設を長期的な視点で維持管理し、高齢者や障がいのある人でも安全に安心して使うことができるようにするなど施設の充実が求められます。

施策がめざす将来の姿

- スポーツが生活の一部となり、誰もがいつまでもスポーツに親しめる、豊かなスポーツライフが実現できるまちとなっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
スポーツの参加機会や振興に満足している市民の割合	81.7% (H30)	82.0%	85.0%
月に1回以上スポーツを行う市民の割合	48.3% (H30)	50.0%	55.0%

施策の内容

(1) スポーツ活動の充実

個別施策：①スポーツの普及と振興

内容	市民がよりスポーツを身近に感じられるように、体育協会、スポーツ推進委員等と連携して地域におけるスポーツの普及・振興を図り、様々な種目のスポーツを気軽に体験できる機会を提供します。
----	---

個別施策：②スポーツ団体の育成・活動支援

内容	体育協会、総合型地域スポーツクラブ等の団体を支援し、育成・発展を図るため、施設利用に関する調整を行うなど、活動しやすい環境を整えます。また、団体の指導者育成を支援します。
----	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆スポーツ教室 ◆地域スポーツ交流事業、岩倉市民体育祭、いづくら市民健康マラソン等 ◆スポーツ指導者養成事業
------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
スポーツ振興事業の開催数	12回	18回	19回
総合型地域スポーツクラブ事業への参加者数	1,990人	2,100人	2,100人

(2) スポーツ環境の整備

個別施策：①スポーツ施設の整備

内容	スポーツ施設におけるバリアフリー化をさらに進め、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、安全管理対策を充実させます。総合体育文化センターでは、指定管理者の運営のもと、施設の適切な維持管理や民間の手法を取り入れた管理運営を行いながら、大規模修繕や将来的な施設の複合化について検討を進めます。
----	---

個別施策：②学校体育施設等の有効活用

内容	各小中学校の体育施設を開放し、市民が地域で気軽にスポーツ活動に取り組める環境を提供するとともに、新たなスポーツの活動場所として、民
----	---

	間のスポーツ施設等の活用についても研究していきます。
主要事業	◆スポーツ施設の管理・運営

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共スポーツ施設及び小中学校 体育館利用件数	57,724 件	65,000 件	67,000 件

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市健幸づくり条例

用語の解説

基本施策名

14 移動環境

移動環境	公共交通の利便性の向上	公共交通の利用環境整備促進	1411
		総合的な交通対策の推進	1412
		駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進	1413
	安全で快適な道路環境の整備・維持管理	幹線道路の計画的な整備	1421
		道路・橋梁の計画的な維持管理の推進	1422
		狭あい道路や行き止まり道路の解消	1423
		歩行空間のユニバーサルデザイン導入の推進	1424
		交通安全施設の整備 【「防犯・交通安全」の再掲】	1425

現状と課題

- ・鉄道、バスなどの公共交通機関は、通勤・通学等の大量移動手段の確保など、都市生活を支える役割を担っています。また、豊かで快適な都市機能を支えていく上で重要な社会資本の一つであり、環境負荷の少ない交通体系として地球環境保全を支える社会資本の一つでもあります。
- ・本市は古くから交通の要衝として発展し、今日の岩倉駅は名鉄犬山線の主要駅としての役割を担っており、東西のバス網の結節点となっています。
- ・本市独自の公共交通施策としては、2013年（平成25年）10月からデマンド型乗合タクシーを運行してきましたが、2018年度（平成30年度）に実施した地域公共交通調査の結果を踏まえ、2019年（令和元年）10月からタクシー車両を活用したふれ愛タクシー事業への切り替えを行いました。
- ・道路のユニバーサルデザインをめざして、歩道を設置し段差を解消するなど整備を進めてきましたが、歩道を有する道路が少なかったり、歩道の幅が狭かったり、舗装面が凸凹な路線もあります。
- ・岩倉駅周辺の駐輪場については、一部施設への利用の偏在がみられることから、施設の効率・効果的な利用を促していくことが必要となっています。
- ・道路は社会経済活動や市民生活を支える重要な社会資源であり、近年頻発する大規模災害においては、緊急輸送路や避難路として、より重要な役割を担うようになっていきます。しかしながら、道路の整備には多くの事業費と長い期間を要することから、市内の道路だけではなく、広域的な道路ネットワークも含めた個々の道路の役割を整理し、整備・維持管理していくことが求められています。
- ・新規の道路整備にあたっては、周辺のまちづくりなども含め、より有効に道路が使われるよう体系的に整備していくことが求められます。
- ・限られた財源の中で、道路や橋梁などの道路施設の老朽化対策が課題となっているこ

とから、橋梁長寿命化修繕計画、舗装修繕計画に基づいた計画の推進等により、さらなるライフサイクルコストの削減など効率的な維持・修繕を実施していくことが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 公共交通の利便性が向上し、誰もが利用しやすい交通環境が整っています。
- 安全で快適な道路環境が整い、適切に維持管理され、歩行者や自転車、自動車が円滑に通行しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共交通の利便性に満足している市民の割合	79.6% (H30)	81.0%	83.0%
安全で快適に移動できる道路環境が整っていると思う市民の割合	71.9% (R2)	75.0%	78.0%

施策の内容

(1) 公共交通の利便性の向上

個別施策：①公共交通の利用環境整備促進

内容 誰もが利用しやすい交通環境を整えるため、鉄道、バスの維持・充実や施設の利便性・安全性の向上について、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、関係機関へ要請していきます。

個別施策：②総合的な交通対策の推進

内容 既存の公共交通の利用を前提として、ふれ愛タクシー事業の利用促進に努めます。また、新たな移動手段の検討や広域連携の視点により公共交通の利便性の向上をめざします。

個別施策：③駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進

内容 岩倉駅周辺の駐輪場の利用が一部施設に偏在していることから、有料化も含めた適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保を検討します。また、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ります。

主要事業

- ◆ふれ愛タクシー事業
- ◆放置自転車等対策事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市内鉄道駅3駅の乗降者数合計 (1日平均)	30,516人 (H29)	32,000人	33,500人
路線バスの運行本数に対して満足している市民の割合	87.4% (H30)	80.0%	82.0%

(2) 安全で快適な道路環境の整備・維持管理

個別施策：①幹線道路の計画的な整備

内容	<p>市内の道路交通の円滑化をめざし、都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めるとともに、本市のさらなる交通の利便性向上につながるスマートインターチェンジの整備について検討します。</p> <p>また、社会情勢の変化などにより変更が求められる都市計画道路の路線については、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。</p>
-----------	---

個別施策：②道路・橋梁の計画的な維持管理の推進

内容	<p>限られた財源の中で、市民の財産である道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、効果・効率を重視した長期的な視点で、計画的に道路・橋梁の維持管理を推進します。</p>
-----------	--

個別施策：③狭あい道路や行き止まり道路の解消

内容	<p>狭あい道路や行き止まり道路を解消し、防災能力がある利用しやすい生活道路としていくため、計画的な道路整備に努めます。また、セットバック^{*1}用地や交差点の隅切り^{*2}の確保などを進めます。</p>
-----------	--

個別施策：④歩行空間のユニバーサルデザイン導入の推進

内容	<p>誰もが安全・快適に利用できる歩行空間を創出するため、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化をはじめとする、ユニバーサルデザインの導入を進めます。</p>
-----------	--

個別施策：⑤交通安全施設の整備【「防犯・交通安全」の再掲】

内容	<p>安全・安心な交通環境を確保するため、交差点等にガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。また、路面標示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の傷んだ部分の再舗装も計画的に実施します。</p>
-----------	---

主要事業

- ◆都市計画道路桜通線街路改良事業
- ◆都市計画道路一宮春日井線道路改良事業
- ◆橋梁長寿命化修繕事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
都市計画道路の整備率	75.0%	78.1%	79.3%

関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉駅東地区街路整備計画（平成15年3月策定）
- 岩倉市中心市街地活性化基本計画（平成13年3月策定）
- 岩倉市橋梁長寿命化修繕計画（平成26年1月策定）
- 岩倉市生活道路舗装修繕計画（平成25年3月策定）
- 岩倉市幹線道路舗装修繕計画（令和3年3月策定）
- 岩倉市地域強靱化計画（令和3年度～令和7年度）
- 岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針（平成16年4月策定）
- 人にやさしい街づくり公共施設整備の設計・施工上の技術的基準（平成23年3月策定）
- 岩倉市道路構造の技術的基準を定める条例
- 岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- 岩倉市交通安全条例

用語の解説

※1：セットバック

土地に接する公道の幅員が4m未満の場合、道路の中心線から2mの範囲内には建物を建築してはならないという建築基準法上の規制。

※2：隅切り

道路と道路が交差する部分の敷地の角を切り取り、道路に提供することで車や自転車、人などの交通安全を図り、車両の転回を容易にさせるもの。

基本施策名

15 市街地

市街地	中心市街地の整備	中心市街地のにぎわい創出の促進	1511
		岩倉駅東地区市街地整備の推進	1512
	計画的な市街化区域の拡大検討	計画的な市街化区域の拡大検討	1521

現状と課題

- ・良好な都市環境や居住環境の創出、健全な都市の発展のためには、道路や公園、上下水道などの社会資本の整備をはじめとし、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の手法により計画的な市街地整備を進める必要があります。
- ・本市では、これまで土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地の基盤整備を進め、良好な市街地の形成に努めてきました。
- ・岩倉駅東地区は古くからの市街地で、狭あいな道路が多く、都市防災機能の強化や居住環境の向上のため、未整備である都市計画道路の整備が急務となっており、現在、岩倉駅東駅前広場から岩倉街道までの区間において都市計画道路桜通線の事業を進めています。
- ・無電柱化は、快適な移動空間の創出や景観の向上及び災害などの被害を最小限に抑えることができるため、中心市街地で現在事業中の都市計画道路桜通線で計画しています。実施には多額の事業費や電線管理者の合意など課題もありますが、今後も市街地の道路をはじめとして計画的に取り組む必要があります。
- ・また、市民意向調査の結果では、「岩倉駅周辺のにぎわいがある」と感じている市民の割合が低いことから、地域の人つながりといった地域コミュニティを中心として、市民や事業者の参加・協働によって、岩倉駅周辺の中心市街地の活力とにぎわいの創出が求められます。
- ・本市の人口密度の高さは、県内でも上位であり、居住環境向上のためには一定面積の市街化区域拡大を検討することが求められます。また、本市が持続的に発展していくためには、住居系地区の拡大のみでなく、産業系地区の拡大も重要となってきます。
- ・このため、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街化区域の拡大を検討するとともに、市街化区域の拡大にあたっては、土地区画整理事業等による基盤整備が条件となることから、地元住民の機運を高め、地権者の合意を得るために、関係者の意向を把握する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 中心市街地のにぎわいがあり、活気のあるまちになっています。
- 住宅市街地の基盤整備が進み、安全で快適な居住環境が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
計画的・質の高い市街地整備や市街地形成に満足している市民の割合	70.4% (H30)	72.5%	75.0%

施策の内容

(1) 中心市街地の整備

個別施策：①中心市街地のにぎわい創出の促進

内容	市の中心部におけるにぎわい創出を促進するため、岩倉駅東地区全体の整備構想を策定します。また、お祭り広場を拡張し、拠点となる（仮称）にぎわい広場の整備を推進します。
----	---

個別施策：②岩倉駅東地区市街地整備の推進

内容	中心市街地の良好な居住環境の整備と都市防災機能の向上を推進するため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の早期整備を図るとともに、街路整備に合わせた沿道の土地利用を推進します。また、道路整備にあわせて、景観や防災性の向上、交通の円滑化の観点から無電柱化に努めます。
----	--

主要事業

- ◆ 都市計画道路桜通線街路改良事業
- ◆ （仮称）にぎわい広場整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
岩倉駅周辺のにぎわいがあると思う市民の割合	17.9% (R2)	23.0%	30.0%

(2) 計画的な市街化区域の拡大検討

個別施策：①計画的な市街化区域の拡大検討

内容	住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち土地所有者の基盤整備に対する合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や周辺環境に配慮した企業用地の確保を図る観点から、組合施行等による土地区画整理事業や地区計画等による計画的な市街化区域の拡大を検討します。
----	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市街化区域率	50.7%	52.1%	53.4%

関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市中心市街地活性化基本計画（平成13年3月策定）
- 岩倉駅東地区街路整備計画（平成15年3月策定）

用語の解説

基本施策名

16 住環境形成

住環境形成	住まいの安全・安心の確保	市営住宅の改修整備・代替の検討	1611
		高齢者等の住宅改善・住み替え支援	1612
		民間住宅の耐震化等の促進	1613
	住宅供給の促進	市街地整備等による住宅供給促進	1621
		地球温暖化対策設備を備えた住宅の普及促進	1622
		空き家の利活用促進	1623
	身近な景観づくり	わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理	1631
		屋外広告物の適正化	1632
		美化活動の促進	1633

現状と課題

- ・本市は、名古屋市近郊として交通の利便性にも恵まれた立地条件から、これまで住宅都市として発展し、昭和40年代以降にUR都市機構が管理・運営する岩倉団地をはじめ、市営・県営等の公的住宅、民間による分譲や賃貸住宅の建設が盛んに行われ、平成以降では、岩倉駅周辺市街地を中心に中高層の分譲・賃貸マンションの建設が行われています。
- ・1972年度（昭和47年度）に建築された市営住宅については、退去時に合わせてバリアフリー化のための改修を進めていますが、公共施設再配置計画において、建築後の経過年数が60年を迎える2032年度（令和14年度）までに廃止を検討する方針が示されているため、検討が必要です。
- ・高齢化が進む中、今後も、高齢者や障がい者に配慮した住宅改修などの整備が求められており、公的住宅や民間住宅についても、高齢者や障がい者のための住宅改修の促進や支援が必要となっています。
- ・南海トラフ地震の発生が懸念される中、地震発生時における住宅の倒壊等による被害の軽減及び市民の生命を守るため、建築物の耐震改修や危険なブロック塀の撤去への補助を行い、耐震対策を促進しています。今後も、2020年度（令和2年度）策定の耐震改修促進計画に基づき、民間木造住宅などの耐震化に取り組む必要があります。
- ・家庭から出る温室効果ガス削減のため、再生可能エネルギーである太陽光発電システムから得られる電力を活用する設備等を設置した地球環境や人にやさしい住宅の普及促進が必要です。
- ・近年、少子高齢化や人口減少などによる理由から空き家が増加傾向であり、社会問題化しています。適切な管理が行われていない空き家は、老朽化による倒壊、景観の悪化、放火による火災などが問題として挙げられ、近隣住民に深刻な被害をもたらす可

能性があるため、適切な管理や有効活用の促進、所有者への指導などによる是正が必要になっています。

- ・花のあるまちづくり事業として、名鉄岩倉駅周辺と東町地内の五条川左岸法面への花苗の植付けを市民活動団体「ふれあい花の会」に委託するとともに、五条川にかかる橋梁等にプランターを設置するなど、身近に花のある環境を創出することで良好な景観づくりに努めています。
- ・身近な景観として、2018年度（平成30年度）に整備した五条川健幸ロードでは、健康づくりや体力づくりに活用できるウォーキングサイン（路面標示）や井上橋から大市場橋までの五条川堤防道路に次の橋までの距離を示した橋名板が設置されています。今後は、五条川健幸ロードへの誘導も含めたサインの整備について検討する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 良好な景観が保たれ、市民の誰もが安全・快適で住みやすい住宅で暮らしています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市内の住宅の耐震化率	89.8%	95.0%	97.0%
街並みや沿道などの景観に満足している市民の割合	75.1% (H30)	77.5%	80.0%

施策の内容

(1) 住まいの安全・安心の確保

個別施策：①市営住宅の改修整備・代替の検討

内容 高齢者や障がい者に対応したバリアフリー化など、市営住宅の必要に応じた改修と適切な維持管理に努めます。また、公共施設再配置計画に基づき、代替策を含めた市営住宅廃止について検討します。

個別施策：②高齢者等の住宅改善・住み替え支援

内容 高齢者や障がい者のための住宅改善制度の周知に努めるとともに適切な住宅改善ができるようリフォームヘルパー^{※1}による助言等を実施します。また、公的住宅募集について情報提供をするとともに、高齢者や障がい者のための住み替え制度の周知に努めます。

個別施策：③民間住宅の耐震化等の促進

内容 地震による住宅の倒壊を防ぎ、人命を守るため、住宅の耐震化の必要性や補助制度等の周知・啓発を行い、民間住宅の耐震化を促進します。
また、ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、所有者に対し、定期的な点検や補助制度の周知・啓発を行

	い、倒壊等の危険性のあるブロック塀等の撤去を促進します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆市営大山寺住宅維持管理事業 ◆木造住宅耐震改修補助事業 ◆高齢者等住宅改善費助成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
木造住宅耐震化率	80.9%	92.0%	95.0%
非木造住宅耐震化率	97.1%	98.0%	99.0%

(2) 住宅供給の促進

個別施策：①市街地整備等による住宅供給促進

内容	民間活力を活用した既成市街地における開発促進や、検討を進める市街化区域の拡大の状況にあわせて、防災性に優れた良好な住宅の供給を促進します。
-----------	---

個別施策：②地球温暖化対策設備を備えた住宅の普及促進

内容	地球温暖化対策設備を備えた住宅の普及を促進するため、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）※ ² や定置用リチウムイオン蓄電システム等の導入に対し補助を行います。また、地球温暖化対策設備に関する情報はじめ、地球環境や人にやさしい住宅に関する情報提供・普及啓発に努めます。
-----------	---

個別施策：③空き家の利活用促進

内容	若い世代の移住・定住の促進や安心して快適な居住環境づくりを推進するため、空き家が利活用されるよう支援します。また、空き家の適切な管理、除却を促進し、防犯、防災上の安全性及び景観の向上を図ります。
-----------	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆地球温暖化対策推進事業 ◆空き家対策事業
-------------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助件数【再掲】	53件	60件	65件
空き家率（住宅・土地統計調査）	10.0%（H30）	10.0%以下	10.0%以下

(3) 身近な景観づくり

個別施策：①わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理

内容	まちの中をより歩きやすくし、五条川健幸ロードがより活用しやすくできるように、市内の複数か所に五条川までの距離を示すサインを整備するなど、わかりやすい、系統的なサインの整備に努めるとともに適正な管理
-----------	--